

整理番号	6	事業概要	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 4月分 (3/21)		
	事務所費 51,500 円/月の内		
	議員事務所 25,750 円/月		
	詠桜会 (後援会) 25,750 円/月		
	駐車場 7,000 円/月の内		
	議員事務所 3,500 円/月		
	詠桜会 (後援会) 3,500 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 4月分 /
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 4月分 /
	《合計》*	29,250	

《領

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	残末番号	処理番号	日付
お振込	1369674	29-03-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
万円	千円	百円	円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
11:04	¥540円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円 ****		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
お振込日: 03月21日 000240  
北陸銀行  
様  
オクノ イコ 様  
電話番号 076-492-2828

お願い...  
通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
ATM振込の細長はご利用控えを添付してください。

※ATM振込の明細はご利用控えを添付してください。

裏面もあわせてご覧ください。

りすること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	残末番号	処理番号	日付
お振込	1369678	29-03-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
万円	千円	百円	円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
11:05	¥540円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円 ****		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
お振込日: 03月21日 000241  
北陸銀行  
様  
オクノ イコ 様  
電話番号 076-492-2828

※ATM振込の明細はご利用控えを添付してください。

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成29年4月18日  
決裁 平成29年4月21日  
処理 平成29年4月24日

## 事務所賃貸料分担契約書

奥野詠子後援会「詠桜会」（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、事務所（富山市大町282）の賃貸料について、次の条項により契約を締結する。

### （賃貸物件）

第1条 甲と乙は、賃貸人[REDACTED]（以下、「丙」という。）からの賃貸物件は、これを共同使用するものとする。

### （用途）

第2条 前条の建物を、詠桜会事務所と富山県議会議員奥野詠子事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

### （賃貸借期間）

第3条 使用賃貸の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。期間満了時は、甲乙から申し出がなければ自動更新するものとする。

### （賃貸料の額）

第4条 賃貸料は51,500円とする。

### （賃貸料の条件）

第5条 乙は甲に対し、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、甲は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

### （譲渡及び転貸の禁止）

第6条 この契約により生ずる権利を譲渡、又は目的物件を転貸してはならない。

### （協議）

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者押印の上、各自一通を保管するものとする。

平成26年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地[REDACTED]  
詠桜会 会長 [REDACTED]  
乙 富山県富山市今泉30番地1  
富山県議会議員 奥野詠子 [REDACTED]

## 駐車場賃貸料分担契約書

奥野詠子後援会「詠桜会」(以下、「甲」という。)と富山県議会議員奥野詠子(以下、「乙」という。)とは、駐車場の賃貸料について、次の条項により契約を締結する。

### (賃貸物件)

第1条 甲と乙は、賃貸人[REDACTED] (以下、「丙」という。)からの賃貸物件は、これを共同使用するものとする。

### (用途)

第2条 前条の駐車場を、詠桜会事務所と富山県議会議員奥野詠子事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

### (賃貸借期間)

第3条 使用賃貸の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までとする。期間満了時は、甲乙から申し出がなければ自動更新するものとする。

### (賃貸料の額)

第4条 賃貸料は7,000円とする。

### (賃貸料の条件)

第5条 乙は甲に対し、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、甲は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

### (譲渡及び転貸の禁止)

第6条 この契約により生ずる権利を譲渡、又は目的物件を転貸してはならない。

### (協議)

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者押印の上、各自一通を保管するものとする。

平成26年4月1日

甲 富山県富山市今泉30番地1  
詠桜会 会長 [REDACTED]

乙 富山県富山市今泉30番地1  
富山県議会議員 奥野詠子 [REDACTED]

# 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] と借主 奥野 詠子、この契約書により当初に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結する。

## 頭書1 目的物件の表示

建物	名称	吉田ビル1階B室		
	所在地	富山市大町282番地9		
	構造	鉄筋造陸屋根3階建の1階部分	新築年月	昭和49年8月
	種類	事務所	床面積	30.8m <sup>2</sup>

## 頭書2 契約期間

平成25年11月1日から平成27年10月31日まで（2年間）
--------------------------------

## 頭書3 賃料等

賃料等支払条件	月額	賃料	51,500円	支払方法	■振込
		共益費			振込手数料は借主負担とする
		駐車料		支払期限	翌月分を当月末日まで支払う
		町内会費		延滞損害金	年14.6%
		南富山商盛會費用	2,500円	金融機関	[REDACTED]
		月額合計	54,000円	店名	[REDACTED]
	契約一時金	敷金	100,000円	預金種別	[REDACTED]
		礼金	なし	口座番号	[REDACTED]
				口座名義	[REDACTED]
					[REDACTED]
					[REDACTED]
					[REDACTED]



敷金を補填するものとする。

借主は本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返還しなければならない。

借主は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

#### (禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、楽器等の演奏を行うこと。
- 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 一 犬、猫その他小動物等ペットの飼育。
- 二 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 三 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

#### (乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第9条 甲は、本項第一号から第四号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一 畳の表替え、畳の取替え。
- 二 障子紙・ふすま紙の張り替え。
- 三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

四 その他費用が軽微な修繕。

- 2 前項の一号から四号の規定にかかわらず、乙は甲に事前に連絡し、同意を得ることにより自己の負担において修繕を行うことができる。
- 3 前二項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

#### (契約の消滅)

第 10 条 天災地変・火災・その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

#### (契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを 2 ヶ月以上怠ったとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 三 乙及び同居者が危険・不潔・その他近隣の迷惑となる行為をしたり、又は、乙の行為が共同生活の秩序を乱し甲より 2 回以上注意を受けたとき。
  - 2 乙が反社会的と認められる団体(暴力団や過激な政治活動集団等)の構成員として建物およびその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。
  - 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
    - 一 本物件を第 1 条の使用目的以外に使用したとき。
    - 二 第 7 条のいずれかの規定に違反したとき。
    - 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

#### (乙からの解約)

- 第 12 条 乙は、甲に対して少なくとも 30 日以前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 乙が正当なる事由のため賃貸借期限前に本契約を解除しようとするときは 1 ヶ月以前にその旨相手方に対して予告する。乙の予告が 1 ヶ月以前でない場合には乙は、1 ヶ月の賃料相当額を支払うものとする。

#### (期間内解約)

第 13 条 乙が本契約締結後 6 ヶ月以内に契約を解除するときは 1 ヶ月分の賃料を甲に支払わねばならない。

(積雪防護対策)

第 14 条 積雪時に於ける庭木等の防護施設は、甲の責任とし、雪下しは甲(所有者の管理義務)乙(占有者の管理義務)双方の折半負担により、実施するものとする。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第 15 条 乙は、明渡し日を 10 日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。

2 乙は、第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡さなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部)を甲に返還しなければならない。

4 乙は、明渡しについては、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃をすませ、公共料金の精算をすませた上で鍵を引渡すものとする。乙の都合で、遵守できないときは、甲は乙に催告の上、乙の費用で残存物の処理等を行うことができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行なう原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 17 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更。



二 頭書 5 に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 18 条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 15 日以上不在になる場合。
- 二 頭書 4 に記載する同居人に新たな同居人(出生を除く。)を追加すること。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 四 連帯保証人の死亡又は解散等、不適格者に該当した時。

(延滞損害金)

第 19 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365 日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第 20 条 連帯保証人は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

- 2 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる乙の一切の債務を負担しなければならない。
- 3 乙が、本物件の明渡しの際、本物件内の残存物について乙が引き取らない場合には、連帯保証人が乙に代わって引取るものとし、引取りに要した費用は連帯保証人の負担とする。
- 4 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告を受ける等によって著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。

(免責)

第 21 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(その他)

第 22 条 本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

- 2 宅地建物取引業者への報酬は、平成 16 年国土交通省告示第百号により本契約と同時に乙より賃料及び駐車場使用料の合計額の 1 ヶ月分と消費税及び地方消費税の合計額を支払うものとする。

(合意管轄裁判所)

第 23 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 24 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

# 重要事項説明書 [建物貸借用]

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B		
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	山本不動産建築	商号又は名称	
	代表者の氏名	山本幸雄	代表者の氏名 <span style="float: right;">印</span>	
	主たる事務所 所在地・TEL	富山市大町南台48-25 076-491-3100	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	大臣 富山県知事(9)第1186号	免許証番号	
	免許年月日	平成19年4月20日	免許年月日	
		大臣 知事( )第 号	平成 年 月 日	
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏 名	[REDACTED]	氏 名 <span style="float: right;">印</span>	
	登録番号	(富山) 第 [REDACTED] 号	登録番号 ( ) 第 号	
	業務に従事する 事務所名	山本不動産建築	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	富山市大町南台48-25 076-491-3100	事務所所在地 TEL	
取引 態様	<input type="checkbox"/> 貸主 . <input type="checkbox"/> 代理 . <input checked="" type="checkbox"/> 媒介		<input type="checkbox"/> 貸主 . <input type="checkbox"/> 代理 . <input type="checkbox"/> 媒介	
供 託 所 等 に 関 す る 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地			
	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
	所属地方本部の名称及び所在地			
	社団法人 全国宅地建物取引業保証協会富山本部 富山市元町2丁目3番11号			
弁済業務保証金の供託所及び所在地				
東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号				

## 貸主の表示

貸主の住所・氏名	[REDACTED]
----------	------------

建物の表示

名称	吉田ビル 1階B室		
所在地	(住居表示) 富山市大町282番地9		
構造	<input type="checkbox"/> 木造. <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造. <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造. <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造. <input type="checkbox"/> (コンクリートブロック ) <input type="checkbox"/> 瓦葺. <input type="checkbox"/> スレート葺. <input type="checkbox"/> 亜鉛メッキ鋼板葺. <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根. <input type="checkbox"/> ( 1階 ) / 3階建		
種類	<input type="checkbox"/> マンション・アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input checked="" type="checkbox"/> (事務所 )	新築年月	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和. <input type="checkbox"/> 平成49年8月
間取り	( ) <input type="checkbox"/> LDK. <input type="checkbox"/> DK. <input type="checkbox"/> K. <input type="checkbox"/> 納戸	床面積	約30.8m <sup>2</sup>

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 建物全部事項証明書に記載された事項等(平成23年11月1日現在)

甲	名義人	住所	富山市布瀬町南二丁目5番地5MAX 根塚コート201号
		氏名	吉田 均
区	所有権にかかる権利に関する事項 (□有・■無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ( )	
	所有権以外の権利に関する事項 (□有・■無)	<input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ( )	
登記名義人と貸主が <input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる→理由: <input type="checkbox"/> 転貸借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>			

2 法令に基づく制限の概要

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地整備法 <input type="checkbox"/> 農地法
制限の内容	※別添補足資料参照

3 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域: <input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内
-------------	---

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に <input type="checkbox"/> 該当します。(※資料17にて完成時の形状を説明。) <input checked="" type="checkbox"/> 該当しません。
---

4. 水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	<input checked="" type="checkbox"/> 公営. <input type="checkbox"/> 私営. <input type="checkbox"/> 井戸 / [メーター] <input checked="" type="checkbox"/> 専. <input type="checkbox"/> 子. <input type="checkbox"/> 割当. <input type="checkbox"/>
②	電気	北陸電力. <input checked="" type="checkbox"/> / [容量] 40 アンペア / [メーター] <input checked="" type="checkbox"/> 専. <input type="checkbox"/> 子. <input type="checkbox"/> 割当. <input type="checkbox"/>
③	ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 都市. <input type="checkbox"/> プロパン( <input type="checkbox"/> 集中. <input type="checkbox"/> 個別 ). <input checked="" type="checkbox"/> 無 / [メーター] <input type="checkbox"/> 専. <input type="checkbox"/> 子. <input type="checkbox"/> 割当. <input type="checkbox"/>
④	排水	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水. <input type="checkbox"/> 浄化槽. <input type="checkbox"/> 側溝
⑤	トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水. <input type="checkbox"/> 浄化槽. <input type="checkbox"/> 汲取
備考		

5. 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

①	台所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用. <input type="checkbox"/> 共用
②	トイレ	<input checked="" type="checkbox"/> 専用. <input type="checkbox"/> 共用 / <input checked="" type="checkbox"/> 水洗. 汲取 / [ユニットバスの場合]浴室と( <input type="checkbox"/> 一緒. <input type="checkbox"/> 別 )
③	浴室	<input type="checkbox"/> 有 [専用 ( <input type="checkbox"/> ユニットバス. <input type="checkbox"/> ) . <input type="checkbox"/> 共用] . <input checked="" type="checkbox"/> 無
④	シャワー	<input type="checkbox"/> 有 [設置場所] ( <input type="checkbox"/> 浴室. <input type="checkbox"/> 洗面所. <input type="checkbox"/> ) . <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑤	洗面所	<input type="checkbox"/> 有 / [ユニットバスの場合]浴室と( <input type="checkbox"/> 一緒. <input type="checkbox"/> 別 ) . <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑥	給湯	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 使用可・ <input type="checkbox"/> 不可 ) / [設置場所] ( <input type="checkbox"/> 台所・ <input type="checkbox"/> 浴室・ <input type="checkbox"/> 洗面所・ <input type="checkbox"/> 洗濯・ <input type="checkbox"/> ) / ( <input type="checkbox"/> ガス・ <input type="checkbox"/> 電気・ <input type="checkbox"/> 石油 ) 使用 . <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑦	コンロ	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 電気・ <input type="checkbox"/> ガス・ <input type="checkbox"/> ) / ( <input type="checkbox"/> 使用可・ <input type="checkbox"/> 不可 ) . <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑧	エアコン	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 冷暖房 1 台 ( <input checked="" type="checkbox"/> 使用可・ <input type="checkbox"/> 不可 ) 冷房 台 ( <input type="checkbox"/> 使用可・ <input type="checkbox"/> 不可 ) 暖房 台 ( <input type="checkbox"/> 使用可・ <input type="checkbox"/> 不可 ) . <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 設置可・ <input type="checkbox"/> 不可 )
⑨	照明器具	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 台所・ <input type="checkbox"/> 廊下・ <input checked="" type="checkbox"/> トイレ・ <input type="checkbox"/> 浴室・ <input type="checkbox"/> 洗面所・ <input type="checkbox"/> 玄関内・ <input type="checkbox"/> 玄関外・ <input type="checkbox"/> 倉庫 ) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 ( 1 ヶ所 ) . <input type="checkbox"/> 無
⑩	電話設置	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ( 1 ヶ所 ) . <input type="checkbox"/> 不可
⑪	インターネット配線	<input type="checkbox"/> 有 . <input checked="" type="checkbox"/> 無 . <input type="checkbox"/>
⑫	共聴設備	TVアンテナ <input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> VHF・ <input type="checkbox"/> UHF・ <input type="checkbox"/> BS・ <input type="checkbox"/> CS・ <input type="checkbox"/> ) . <input checked="" type="checkbox"/> 無 / [その他の設備]
⑬	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有 ( 基 ) . <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑭	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 敷地内・ <input type="checkbox"/> 敷地外 ) / 空 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 ) 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑮	駐輪場	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 敷地内・ <input type="checkbox"/> 敷地外 ) / 空 ( <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 ) 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円) <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑯	専用庭	<input type="checkbox"/> 有 / 月額 _____ 円 (内消費税等相当額 _____ 円)
⑰		
備考		

(注) 消費税相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

7. 宅地造成等規制法による規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域 : <input checked="" type="checkbox"/> 外 . <input type="checkbox"/> 内
----------	---

8. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査の結果の記録の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無
石綿使用調査の内容		

9. 耐震診断の内容

耐震診断の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無
耐震診断の内容		

取引条件に関する事項

賃料・賃料以外に授受される金額等

賃料	月額50,000円 (内消費税等相当額) 円	南富山商 盛會費用 (共益費)	月額2,500円 (内消費税等相当額) 円	支払い時期 ・方法	毎月末日までに翌月分を ■ 振込 □ 口座引落 □ 持参 (振込手数料は、借主負担とする)
敷金	100,000円 (賃料 2ヵ月相当)	礼金	円 (賃料 1ヵ月相当)	駐車料	円
町内会費					

2. 契約の解除に関する事項

- 賃料を2ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、7日経過したのちに契約を解除されます。
- 借主は、貸主に対して少なくとも30日前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「7 定期借家契約の場合」の通りです。

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無し・有り(契約終了後、物件の明渡し完了しない時は、その期間の家賃等の2倍の金額を貸主に支払うものとする。)

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません・講じます。(保全措置を行う機関: )

5 金銭の貸借のあつせん(■無し・□有り)

あつせんの内容	金銭貸借が成立しないときの措置
---------	-----------------

6 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種類	■一般借家契約 □定期借家契約 □取壊し予定期限付き借家契約 □一時使用の賃貸借 □高齢者の居住の安定確保に関する法律による終身建物賃貸借契約 □使用貸借
期間	平成23年11月1日 から 平成25年10月31日まで(■ 2年間・□ 月間)
更新	■一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 □定期借家契約は更新のない借家契約です(合意により再契約することはできます)。 □
更新料	■有(更新事務 家賃×0.5ヵ月分/2年毎 円)・□無
備考	

7 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用
契約の方式	公正証書に: <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担(□貸主・□借主・□折半)
契約の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、平成 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 <input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるため、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。 (中途解約について) <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書(案)の通りです。 <input type="checkbox"/> 本契約は、床面積200㎡未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときに、貸主の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1ヵ月を経過することによって終了します。
備考	

8 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	<input type="checkbox"/> 居住専用 ( )
	<input type="checkbox"/> 店舗専用 ( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所専用 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 (事務所・倉庫) ( )
利用の制限	<input type="checkbox"/> ペットの飼育 ( )
	<input type="checkbox"/> ピアノの使用 ( )
	<input type="checkbox"/> その他 ( )

9 敷金等の精算に関する事項

滞納家賃・損害金に充当する

10 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	山本不動産建築		
住所(主たる事務所の所在地)	富山市大町南台48-25	TEL	076-491-3100
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣( )第	号	

11 建物敷地が借地の場合(該当□する・□しない)

借地権の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 一般定期 <input type="checkbox"/> 建物譲渡特約付 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 旧法	期限	平成 年 月 日迄	内容	賃貸借契約書参照
備考					

III その他の事項

1 添付書類

1.	4.
2.	5.
3.	6.

2 その他

頭書宅地建物取引主任者から宅地建物取引主任者証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

なお、契約成立時には、媒介報酬額(消費税額及び地方消費税類含む) 52,500 円を支払うことを承諾しました。

平成23年11月 日

借主(住所)

(氏名)

印

# 駐車場賃借契約書

賃借人 [redacted] と 貸借人 奥野 詠子 との間に、次の通り自動車駐車場賃借契約を締結する。

第1条 賃借人はその所有する次に表示の自動車駐車場を貸借人の所有する自動車駐車場の目的を以てこれを賃借する。

(1) 自動車駐車場の所在地： 富山市大町二区216-1番地内  
(2) 駐車する場所： NO [redacted] 番  
(3) 駐車場利用自動車ナンバー： [redacted] (白ナンバー) (AY77ボクス)  
利用自動車を代える場合は速やかに賃借人に賃借人に報告しなければならない。

第2条 賃料は1台当り月額 7,000円として、毎月末日までに翌月分を賃借人に支払うものとする。

第3条 賃借契約期間は平成24年 / 月 / 日より1ヶ年とする。  
但し、契約期間が満了した時には契約更新について賃借人と貸借人が協議する。また、このときに経済的諸条件の状況等によっては、賃料を変更することが出来るものとする。

第4条 賃借人が次の各号のいずれがに抵触したときは、賃借人は直ちにこの契約を解約することのできるものとする。

- この場合には賃借人は異議なく、速やかに自動車駐車場を明け渡さなければならない。
- (1) 賃料の支払いを2ヶ月怠った時
  - (2) 駐車場以外の目的に使用したとき
  - (3) 第三者に転貸した時
  - (4) その他契約の主旨に違反した時

第5条 賃借人が所有する自動車駐車場使用中に、天災・盗難・火災等により自動車に損害が生じることがあっても、賃借人は、その責を負わないものとする。

第6条 賃借人及びその家族、使用人、訪問者、同乗者等の室に隔すべき事由によって駐車場の施設或いは他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は速やかにその損害の処理等に対処するものとする。

第7条 この契約を解除するときは1ヶ月前に相手方に予告するものとする。  
但し、賃借人は予告に代えて1ヶ月分の賃借料を賃借人に支払って即時に解約することのできるものとする。

第8条 賃料は賃借人の指定する下記の金融機関に振込むが、賃借人の自宅まで持参するものとする。

振込金融機関 [redacted]  
口座名義 [redacted]  
口座番号 [redacted]

第9条 この他定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

上記の通り、契約したことを証するため署名・押印のうえ、双方各一通を保有するものとする。

平成 24 年 12 月 28 日

賃借人

住所 [redacted]

氏名

住所 富山市分室001-202

氏名

奥野 詠子

整理番号	54	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	北日本新聞 4月分 富山新聞 4月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,072	4月分	3,072 円	
	富山新聞	3,072	4月分	3,072 円	
	《合計》*	6,144			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 5 月 8 日  
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日  
 処理 平成 29 年 5 月 10 日



2017年4月分 領収証 発証No 00000905-201704-1

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
**¥3,072**  
 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます  
 上記金額正に領収致しました

076-425-4061



年 月 日 領収

北日本新聞

領収証

17年 04月分 年 月 日 No 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



新規購読者の紹介で5千円分のギフトカード進呈。  
 『お友達紹介キャンペーン』実施中です。

整理番号	55	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	5月分	(4/17)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月 /
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月 /
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 5月分 /
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 5月分 /
	《合計》*	29,250	

《領収

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1374812	29-04-16	
銀行番号	預金店番号	件目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	紙幣枚数	紙幣枚数	紙幣枚数
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用手数料 (前払後写を含む)	お取引金額	
12:31	¥540	¥54,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
お振込日: 04月17日 000341  
奥野 詠子 様  
オキノ イコ 様  
電話番号 076-492-2828

お領収書...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
△〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 北陸銀行本館

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	1374816	29-04-16	
銀行番号	預金店番号	件目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	紙幣枚数	紙幣枚数	紙幣枚数
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用手数料 (前払後写を含む)	お取引金額	
12:32	¥540	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
お振込日: 04月17日 000342  
奥野 詠子 様  
オキノ イコ 様  
電話番号 076-492-2828

お領収書...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
△〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 北陸銀行本館

裏面もあわせてご覧ください。

収受 平成 29 年 5 月 8 日  
決裁 平成 29 年 5 月 9 日  
処理 平成 29 年 5 月 10 日

整理番号	56	事業概要*	電話代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 4月請求分 8,568 円の内 議員事務所 4,284 円/月 詠桜会（後援会） 4,284 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	事務所費 電話代	4,284	8,568 円の1/2 4月請求分
	《合計》*	4,284	

《領収書貼付枠》 （原則：領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合、金額の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをしないでください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年 4月ご請求分

金額(円)  
¥8,568-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収印  
126913  
17.4.27  
ローソン  
島田インター支店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 5 月 8 日  
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日  
 処理 平成 29 年 5 月 10 日

## 事務所経費按分に関する覚書

奥野詠子後援会「詠桜会」（以下、「甲」という。）と富山県議会議員奥野詠子（以下、「乙」という。）とは、共同使用している事務所（富山市大町 282）の事務所経費について、次の通り覚書を取り交わす。

下記の事務所経費について、奥野詠子後援会活動経費と県議会議員奥野詠子の政務調査活動にかかる経費を、最大 2 分の 1 に按分し奥野詠子後援会「詠桜会」に支払うものとする。

### 記

人件費、家賃、光熱水費、電話料金、資料作成・購入費 等

平成 29 年 4 月 1 日

甲 富山県富山市今泉 30 番地  
詠桜会 会長

乙 富山県富山市今泉 30 番地 1  
富山県議会議員 奥野 詠子

整理番号	57	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	4月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	4月分	
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 5 月 8 日  
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日  
 処理 平成 29 年 5 月 10 日



# 勤務実績表

平成29年4月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月	9:00 ~ 16:00	6
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
小計			60	小計			60
				合計			120
賃金月額		150,000					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

## 雇用契約書

1. 雇用期間

平成29年2月1日から雇用し期間は定めないものとする。

2. 労働時間

午前9時00分から午後4時00分までとする。

3. 休憩時間

正午から午後1時までとする。

4. 休日

土、日曜日及び祝祭日

5. 勤務場所

自由民主党富山県議会議員 奥野詠子事務所 富山市大町282番地

6. 業務内容

政務活動調査に関すること。

7. 賃金等

月額150,000円(税込)、通勤手当は実費を支給するものとする。

8. 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

平成29年2月1日

甲 雇用者 富山市今泉30-1  
自由民主党富山県議会議員  
奥野 詠子

乙 被雇用者



整理番号	407	事業概要	新聞購読			
用途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	北日本新聞 5月分 富山新聞 5月分					
上記事業に係した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	北日本新聞	3,072	5月分	3,072 円		
	富山新聞	3,072	5月分	3,072 円		
	《合計》	6,144				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 15 日

2017年5月号 領収証 電話 00000905-201705-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
**¥3,072**  
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

076-425-4061

北日本新聞



# 領収証

17年 05月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

上記金額正に領収致しました。



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

整理番号	408	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	4月分 4,718 円の内 議員事務所 2,359 円/月 詠桜会（後援会） 2,359 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所費 電気代	2,359	4,718 円の1/2 4月分
	合計	2,359	

《領収書貼付

付しきれない場合は、別紙に整理すること。》

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	金額	円	
29 4	4,718		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	様	消費税等相当額(再掲) 円 349
お支払期日	5月22日		精算額(再掲) 円
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けま。			
ご使用所 富山市 北 大町外区2-8-32 吉田ビル1/F			
お客様番号 [REDACTED] 計算区: 17			
契約	金額	消費税等相当額	合計
2-1-1	4,718	349	5,067
合計	4,718	349	5,067

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター

TEL 0120-776453

- 取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

領収金額を領収いたしました。  
 額 7,512 附 印  
 5万円（消費税等相当額を除く）以上印紙貼付  
 (お客様支援)2485

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 15 日

整理番号	409	事業概要	事務所賃料
従属科目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務所費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 6月分 (5/17) 事務所費 51,500 円/月の内 議員事務所 25,750 円/月 詠桜会(後援会) 25,750 円/月 駐車場 7,000 円/月の内 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会(後援会) 3,500 円/月		
経費の内容	金額(円)	備 考	
賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	6月分
賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	6月分
合 計	29,250		

《領収書》

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1360870	29-05-17	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:55	¥432 円	¥54,000 円	
おつり	お取引後の残高		
円	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
ATM振込の履歴はご利用控えを1冊持ち帰ってください。  
お振込先・お振込金額・お振込日・お振込元・お振込先口座番号を必ずご確認ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000111

奥野 詠子 様  
奥野 IIC 様  
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1360874	29-05-17	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:55	¥432 円	¥7,000 円	
おつり	お取引後の残高		
円	円*****円		

お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。  
ATM振込の履歴はご利用控えを1冊持ち帰ってください。  
お振込先・お振込金額・お振込日・お振込元・お振込先口座番号を必ずご確認ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000112

奥野 詠子 様  
奥野 IIC 様  
電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 15 日

整理番号	410	事業概要	電気代
債務項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		06_資料作成費	07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	08_事務所費
		09_事務所費	10_人件費
内容	5月分 4,255 円の内 議員事務所 2,127 円/月 詠桜会(後援会) 2,128 円/月		
経費の内容	金額(円)	備 考	
事務所費 電気代	2,127	4,255 円の1/2 5月分	
合 計	2,127		

《領収書貼付》

付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社				
平成 年 月 分	29	5	金額	4	2
				5	5
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			様	消費税等相当額(再掲) 円
					315
お支払期日	6月21日			精算額(再掲) 円	
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。					
使用場所: 富山市 大町2区2-8-2 吉田ビル1F					
お客さま番号	[REDACTED]			計算区	17
契約	金額	消費税等相当額			
211	4255	315			
合計	4255	315			

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

TEL 011-20-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

70329  
 領収日 附印  
 7.5.30  
 山本 印  
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
 (お客さま控)2485

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 日

整理番号	411	事業概要	上下水道料
使金科目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	4月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会(後援会) 1,144 円		
経費の内容	金額(円)	備 考	
事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 4月請求分	
	1,144		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成29年度 富山市水道料金等  
納入通知書兼領収書

お客様番号 [ ] 様

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 平成29年 5月 1日

納期限 平成29年 5月 15日

給水装置場所  
富山市大町(大町2区) 382

使用期間	平成29. 2. 4~平成29. 4. 3
口径	20 mm 用途 家専用
上水道使用水量	1 m <sup>3</sup>
下水道使用水量	1 m <sup>3</sup>
し尿くみ取り日・量	月 日 日 日 日 日

平成29年 4月請求分	
水道料金	928円
内消費税	68円
下水道使用料	1,360円
内消費税	100円
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	0円
合計金額	2,288円
内消費税	168円

領収日付印

70379  
平成29年5月30日  
富山 大町

取納代行会社  
富山 奥野 詠子  
(お客さま様)

富山市上下水道事業管理 理直印

富山市上下水道局  
出納・取納取扱金庫機関  
及びコンビニエンスでは収入印紙不要  
口座番号 00720-5-960609  
加入者名 富山市上下水道事業管理者

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 15 日

整理番号	412	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話		
	5月請求分	8,503 円の内	
内容	議員事務所		
	詠桜会（後援会）	4,251 円/月	4,252 円/月
仕訳	仕訳の内容*	金額(円)*	備 考
	事務所費 電話代	4,251	8,503 円の1/2 5月請求分
	《合 計》	4,251	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年 5月ご請求分

金額(円)  
¥8,503-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  
76329  
7.5.30  
山 大 学

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 15 日

整理番号	413	事業概要*	人件費			
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	5月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	5月分		
	《合計》*	75,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 6 月 13 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 15 日  
 処理 平成 29 年 6 月 15 日





# 勤務実績表

平成29年5月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9:00 ~ 16:00	6	16	火	9:00 ~ 16:00	6
2	火	9:00 ~ 16:00	6	17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水			18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木			19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金			20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月	9:00 ~ 16:00	6	23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月	9:00 ~ 16:00	6	30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			48	小計			72
				合計			120
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	435	事業概要	県政報告作成		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
内容	県政報告 vol. 19 6,000部				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	印刷費	233,280	県政報告vol.19 6,000部 259,200円*0.9		
	《合計》	233,280			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 6 月 20 日  
 決裁 平成 29 年 6 月 21 日  
 処理 平成 29 年 6 月 21 日





# おのえいこ 県政報告

## 明日の富山を創ろう!

Vol.19  
平成29年6月発行  
発行：自由民主党  
富山県議会議員会

### 少子化対策について

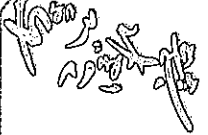
県では全国に先駆けて、平成27年度から「不育症治療研究事業」を実施し、不育症の課題解決のための研究を進めるとともに、患者の検査・治療の一環を「検査者協力金」として助成してまいり、

県は平成29年度より、不育症治療費助成制度の新設を決定。すでに市町村として助成をしておき、また新たに創設する市町村については、県と連携し制度を運用していくが、現在未定の市町村の患者への対応も必要と考える。\*不育症・習慣性流産

Q. 新年度より新設される不育症治療費助成制度について、県の制度化により居住する市町村によって不利益が生じないよう対応する必要があると考えるが、今後どのように対応していくのか、所見を伺う。

A. 検査・治療ガイドラインの案が概ねまとまり、県内関係者間での意見の共有やピアカウンセリングの人材養成が進んだといった成果を踏まえ、支援を大幅に拡充するため、平成29年度から不育症治療費助成制度を創設する。

助成については、4市町が未定としているが不育症治療の重要性や効果を丁寧に説明し、制度が創設されるよう働きかける。補正予算で対応された場合には、県の助成制度を年度当初にさかのぼって適用する等、柔軟に対応したい。



5月3日の憲法記念日、安倍晋三自民党総裁が憲法改正に言及したことで、憲法改正に向けた議論が加速しています。

我が自由民主党は、昭和30年の立党に当たり、6つの使命を挙げています。そのうちのひとつが、憲法改正であり、「現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって国民の負託に応えんとするもの」と記されています。

現行憲法施行から70年、我が党立党から62年目を迎え、ようやく議論が本格化し、また衆議院、参議院ともに改選勢力が三分の二の議席を有することで、憲法改正の発議ができる環境が整いました。

憲法改正については、皆さんの中にも期待と不安があると思いますが、最終的に憲法改正は国民投票によって決めます。

これからは国民的議論の中で、私たちの憲法のどこに問題があるのか、そして、未来に向けて私たちが日本をどのようにしていきたいのか、日本の限らない発展のために、皆さんと共に考えていきたいと思っています。

6月議会では、6月23日(金)10:00～予算特別委員会にて質問いたします。  
ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。  
Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。  
Twitter 本人アカウント 奥野諒子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野諒子県議 後援会 (@eikoukai)

### 連絡先

富山県議会自民党控室  
議員事務所  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL:076(420)3530 FAX:076(420)3536  
〒939-8073 富山市大町2-8-2 TEL:076(420)3530 FAX:076(420)3536  
E-mail: [redacted]

## おのえいこ

入梅の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

週日5月28日、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、魚津市の魚津桃山運動公園をメイン会場に「第68回全国植樹祭」が開催されました。全国植樹祭は、国土の緑化運動を国民運動として広げていくと昭和25年から毎年行われているもので、富山県での開催は昭和44年の第20回以来、48年ぶりとなりました。

植樹祭では、天皇陛下が、富山県で開発した優良無花粉スギ「立山森の輝き」やコシノヒカンなどを、皇后陛下がコシノフユザクラやキタコブシなどをお手種されました。

これを契機に、森林や里山の再生をはじめ、自然環境の保全に対する機運が一層高まることを期待します。

また4月に実施された富山市長選挙、市議会議員選挙におきまして、自民党公認候補者へのお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

県議会も任期の折り返しを迎え、私は引き続き、会派の政務調査会副会長を務めることとなりました。議会活動はもちろんのこと、党務についても邁進して参ります。

本年ながら、暑い日が続いておりますので、ご自愛ください。

富山県議会議員  
奥野諒子

県政要聞

県は、北陸電力や関西電力の株を多数保有しており、それらを原資に基金事業や繰入金算を計上している。北陸電力が発表した2017年3月期の業績予想は、5年ぶりの赤字、さらに37年ぶりに株の配当が減額となり、年間では1株当たり35円となる。また関西電力は2017年3月期を最後に無配当となっている。

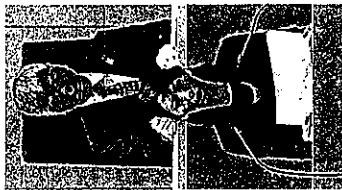
Q. 北陸電力の株の配当金を原資とする基金事業や特別会計の新年度繰入金算は、毎年年間1株当たり50円で算出しており、新年度についてもすでに50円で算出しているが、35円となった場合、当該基金事業に与える影響と、一般財源による補てん等、新年度予算での対応について伺う。

経営管理部長

A. 最終的には、6月の株主総会で期末配当額が決定されることから、平成29年度予算案では、前年度と同額で計上した。発表通りの配当となれば、県が受け取る配当額は期末配当分だけで、約1億7千万円の減額となる。予算編成の過程で、必要性や事業効果等を厳しく判断しており、今後、配当金の減少が確定した場合には、一般財源等、他の財源の活用等も検討し、事業が適切に執行できるよう対応したい。



Q. 要配慮者を対象とした福祉避難所の指定状況と、今後の指定見込みについて伺う。また施設内で要配慮者やその家族を避難させるのに十分な数に達しているのか、併せて伺う。



厚生部長

A. 現在、県内168か所の高齢者施設や障がい者施設等が指定されており、平成28年度末には181か所が指定される見込みであるが、福祉避難所の充足率については、国のガイドラインでも明確な基準がない。

一般の避難所等の中に福祉避難スペースを設ける等、状況に応じて様々な方法で積極的に福祉避難所機能を確保し、要配慮者が設備や体制が整った避難所に避難できるよう、市町村とともに取り組みたい。なお、福祉避難所の受け入れ人数について、市町村で現在把握できているのは約4700人であるが、把握していない市町村もあり、考え方も異なることから、今後精査していきたい。

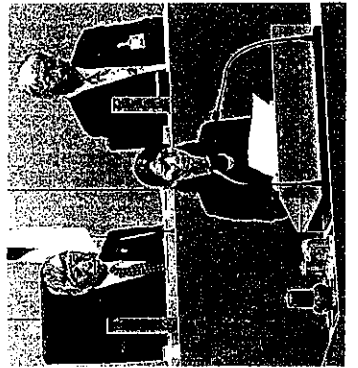
災害時、国はペットと飼い主の同行避難を重要課題としている。県独自の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケア、また被災動物を放浪状態のまま放置することで、野天化した犬が住民に危害をもたらす恐れがあること、不妊去勢措置がなされなれば繁殖状態となつた犬や猫が繁殖すると、従来の生態系や野生動物へ影響を与える恐れがあること、等から同行避難を奨めている。またペットの救護対策は、防災業務計画および防災計画において、重点を置くべき事項とされており、被災したペットの保護取巻のための体制整備や避難場所における対応と適正な飼育、また広域専門家上必要な情報や資料の調査・分配の方法に関する計画の策定が必要とされている。

国では、盲導犬や障がい者、妊産婦や乳幼児等、特に配慮が必要となる方々を「要配慮者」、要配慮者の中でも災害時に自ら避難することが困難で、支援が必要なる方を「避難行動要支援者」と位置付けている。国は平成26年、災害対策基本法の改正において、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成を義務付け、指針では、避難行動要支援者のうち、希望書や同意のある方に対しては、市町村が、避難に係る個別計画を策定するよう指示しており、災害時に支援を行う旨、支援の留意点、支援の方法や避難場所、避難経路等、具体的な支援方法を記録することとしている。

Q. 避難行動要支援者等の名簿作成と個別計画の策定について、現状とその必要性について伺う。また未達の市町村に対し、今後どのように指導していくのか、併せて伺う。

厚生部長

A. 現在、県内全市町村において避難行動要支援者名簿は作成済みであり、約5万6千人が掲載されている。なお個別計画の策定状況は、個別計画の必要な方約2万5800人のうち、9400人に届まっている。県では新年度、研修会の開催時に、具体的な事例の紹介等を通じ、市町村に対して早急に全ての個別計画を策定するよう働きかけたい。



Q. 熊本地震の際にはペットの同行・同伴避難については、避難所に入れない等の課題が数多く報告されたが、災害時のペット救護対策の必要性について、所見を伺う。

厚生部長

A. 災害時におけるペットの救護対策は重要であると認識しており、平成26年度から、関係市町村や獣医師会等と連携し、県の総合防災訓練においてペットの同行避難訓練等を実施してきた。受付後の一時預り時に落ち着きがなくなったり、吠えたりすること、ノミやダニの対策の必要性がわかつたほか、平成28年度は一般市民の参加もあり、成果があつたと考えている。今後も飼い主とペットが円滑に避難できるようペットの救護対策に取り組みたい。

Q. ペットの救護対策について、本県の計画策定の現状と今後の取り組みについて、伺う。

厚生部長

A. 平成26年に改定した県動物愛護管理推進計画において、災害時の救護体制の整備およびマニュアルの作成を図るとしている。今後、東日本大震災や熊本地震等の教訓を十分踏まえるとともに、同行避難訓練で得られた課題等を整理し、県獣医師会や動物愛護団体等をメンバーとする検討会を設置し、動物救護体制の構築や避難所を運営する市町村の参考となるマニュアル作成に取り組みたい。

Q. 県警察にサイバー犯罪対策課が新設されたが、サイバー犯罪の定義と今後の取り組みについて、伺う。

警察本部長

A. サイバー犯罪の検挙件数および相談件数は、昨年過去最高になる等、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。サイバー犯罪等には、時間的、場所的制約がなく、目に見えない。サイバー犯罪対策課では、関係機関等との情報交換、セキュリティ意識の低い子供や高齢者等の被害防止に向け、広報活動等に取り組む。またIT導入等、第4次産業革命の到来を見据え、機密情報や個人情報が増えれば、企業経営にも多大な影響が出ることから、職員の能力の底上げのほか、専門技能を有する職員の採用等の推進にも取り組みたい。

整理番号	631	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	北日本新聞 6月分 富山新聞 6月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,072	6月分	3,072 円	
	富山新聞	3,072	6月分	3,072 円	
	《合計》*	6,144	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 7 月 5 日  
 決裁 平成 29 年 7 月 6 日  
 処理 平成 29 年 7 月 7 日

2017年6月分 領収証 発行番号 00000905-201706-1  
**奥野 詠子 様**

品名	数量	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
**¥3,072**  
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

076-425-4061

北日本新聞

領収印



領収証 17年 06月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
 ②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。



整理番号	432	事業概要*	電話代
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 6月請求分 8,516 円の内 議員事務所 4,258 円/月 詠桜会（後援会） 4,258 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所費 電話代	4,258	8,516 円の1/2 6月請求分
	《合計》*	4,258	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を併せて提出すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合は、左側の枠をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らなくてください。

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年 6月ご請求分

金額(円)  
¥8,516-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日 附印  
76329  
7.6.22  
山本 大 啓

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 7 月 5 日  
 決裁 平成 29 年 7 月 6 日  
 処理 平成 29 年 7 月 7 日



整理番号	634	事業概要*	人件費
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	6月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 6月分
	《合計》*	75,000	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 29 年 7 月 5 日  
 決裁 平成 29 年 7 月 6 日  
 処理 平成 29 年 7 月 7 日



# 勤務実績表

平成29年6月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間									
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6									
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土											
3	土			18	日											
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6									
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6									
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6									
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6									
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6									
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土											
10	土			25	日											
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6									
12	月	9:00 ~ 16:00	6	27	火	9:00 ~ 16:00	6									
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6									
14	水	9:00 ~ 16:00	6	29	木											
15	木	9:00 ~ 16:00	6	30	金	9:00 ~ 16:00	6									
小計			66	小計			60									
				合計			126									
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">賃金月額</td> <td style="width: 40%;">150,000 円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">自由民主党県議会議員</td> <td>奥野詠子</td> <td>政務活動費50% 75,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奥野詠子</td> <td>その他費用50% 75,000円</td> </tr> </table>								賃金月額	150,000 円		自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50% 75,000円		奥野詠子	その他費用50% 75,000円
賃金月額	150,000 円															
自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50% 75,000円														
	奥野詠子	その他費用50% 75,000円														

整理番号	698	事業概要*	上下水道料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	6月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会（後援会） 1,144 円		
上記事業実施に用いた経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 6月請求分
	(合計)	1,144	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

平成29年度富山市水道料金等  
納入通知書兼領収書

お客様番号 [ ]  
 使用者 奥野 詠子 様  
 納入者 奥野 詠子 様  
 発行日 平成29年7月3日  
 納期限 平成29年7月18日

給水装置場所  
富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成29.4.4~平成29.6.5
口径	20mm 用途 家事用
上水道使用水量	1m <sup>3</sup>
下水道使用水量	1m <sup>3</sup>
し尿くみ取り日・量	月 日 日 日 日 日

水道料金	928円
内消費税	(68円)
下水道使用料	1,360円
内消費税	(100円)
し尿くみ取り手数料	0円
内消費税	(0円)
合計金額	2,288円
内消費税	(168円)

平成29年6月請求分

領収日付印  
76329  
平成29年7月11日  
富山 大町  
アモリーマート

富山市上下水道事業管理課  
富山市上下水道局  
出納・取納取扱金簿機関  
及びコンビニエンスでは収入印紙不要

取納代行会社  
富山 大町  
アモリーマート  
(郵便番号システム)  
(お客様さま控)

口座番号 00720-6-960609  
加入者名 富山市上下水道事業管理課

收受 平成 29 年 7 月 12 日  
 決裁 平成 29 年 7 月 19 日  
 処理 平成 29 年 7 月 19 日

整理番号	699	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	6月分 3,797 円の内 議員事務所 1,898 円/月 詠桜会（後援会） 1,899 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	事務所費 電気代	1,898	3,797 円の1/2 6月分
	(合計)	1,898	

《領収書貼付》

付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

**電気料金振込依頼書兼領収書**

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	金額		円
29 6	3,797		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	281
お支払期日	7月21日	精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けま

ご使用場所 富山市 大町2区2-8-2 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 前記区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
2411	3,797	281
合計	3,797	281

北陸電力株式会社  
お客さまサービスセンター  
TEL 0120-776453

領収日附印  
5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
(お客さま控)2485

收受 平成 29 年 7 月 12 日  
 決裁 平成 29 年 7 月 19 日  
 処理 平成 29 年 7 月 19 日

整理番号	1037	事業概要	県政報告送付代		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol.19 6月送付 支払い7月 後納郵便 @ 65円 5,017通 326,105円				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	郵送費	293,494	326,105円*0.9	/	2
	《合計》	293,494			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 8 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 8 月 23 日  
 処理 平成 29 年 8 月 23 日





# おのえいこ 県政報告

Vol.19

平成29年6月発行  
発行：自由民主党  
富山県議会議員

## 知事

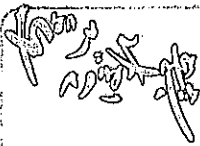
Q: 新年度より新設される不盲症治療費助成制度について、県の制度化により居住する市町村によって不利益が生じないよう対処する必要があると考えるが、今後どのように対応していくのか、所見を問う。

A: 検査・治療ガイドラインの案が概ねましまり、県内関係者間での意見の共有やピアカウンセリングの人材養成が進んだといった成果を踏まえ、支援を大幅に拡充するため平成29年度から不盲症治療費助成制度を創設する。

助成については、市町村が未定としているが不盲症治療の重要性や効果を丁寧に説明し、制度が創設されるよう働きかける。補正予算で対応された場合には、県の助成制度を年度当初にさかのぼって適用する等、柔軟に対応したい。

県では全国に先駆けて、平成27年度から「不盲症治療費助成事業」を実施し、不盲症の課題解決のための研究を進めることにも、患者の検査・治療費の一部を「被験者協力金」として助成してきた。

県は平成28年度より、不盲症治療費助成制度の新設を決定。すでに市町村として助成をしてきた。また新たに創設する市と町については、県と連携し制度を運用していくが、現在未定の市と町の意向への対応も必要と考える。\*不盲症・弱視性流産



5月3日の憲法記念日、安倍晋三・自民党総裁が憲法改正に言及したことで、憲法改正に向けた議論が加速しています。

我が自由民主党は、昭和30年の立党に当たり、6つの使命を挙げています。そのうちのひとつが、憲法改正であり、「現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって国民の負託に応えんとするもの」と記されています。

現行憲法施行から70年、我が党立党から62年目を迎え、ようやく議論が本格化し、また衆議院、参議院ともに改選勢力が三分の二の議席を有することで、憲法改正の発議ができる環境が整いました。

憲法改正については、皆さんの中にも期待と不安があると思いますが、最終的に憲法改正は国民投票によって決めます。

これからは国民的議論の中で、私たちの憲法の中に問題があるのか、そして、未来に向けて私たちの日本をどのようにしていきたいのか、日本の限らない発展のために、皆さんと共に考えていきたいと思っています。

6月議会では、6月23日(金)10:00～予算特別委員会にて質問いたします。  
ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。  
Facebook 友達リクエストの際はメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。  
Twitter 本人アカウント 奥野綾子 (@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 後援会 政友会 (@eijukai)

連絡先  
富山県議会自民党控室 議員事務所  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-1-7 〒939-8073 富山市大町2-8-2  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536  
E-mail: [redacted]



入梅の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

週日5月28日、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、魚津市の黒津桃山運動公園をメイン会場に「第68回全国植樹祭」が開催されました。全国植樹祭は、国土の緑化運動を国民運動として広げ、こうと昭和25年から毎年行われているもので、富山県での開催は、昭和44年の第20回以来、48年ぶりとなりました。

植樹祭では、天皇陛下が、富山県で開発した優良寒花輪ズキ「立山森の輝き」やコシノヒガンなどを、皇后陛下がコシノフエザクラやキタコブシなどをお手植えされました。

これを契機に、森林や里山の再生をはじめ、自然環境の保全に対する機運が一層高まることを期待します。

また4月に実施された富山市長選挙、市議会議員選挙におきまして、自民党公認候補者へのお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

県議会も任期の折り返しを迎え、私は引き続き、会派の政務調査会副会長を務めることとなりました。議会活動はもちろんのこと、党務についても邁進して参ります。

本年ながら、暑い日が続いておりますので、ご自愛ください。

富山県議会議員  
奥野綾子

県政だより

県は、北陸電力や関西電力の株を多数保有しており、それらを資産に基金事業や個人予算を計上している。北陸電力が発表した2017年3月期の業績予想は、5年ぶりの赤字、さらに7年ぶりに株の配当が減額となり、年間では1株当たり35円となる。また関西電力は2017年3月期を最後に無配当となっている。

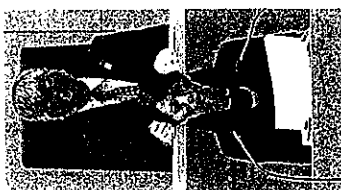
Q. 北陸電力の株の配当金を原資とする基金事業や特別会計の新年度繰入予算は、毎年年間1株当たり50円で算出しており、新年度に ついてもすでに50円で算出しているが、35円となった場合、当該基金事業に生じる影響と、一般財源による補てん等、新年度予算での対応について聞かす。

経営管理部長

A. 最終的には、6月の株主総会で期末配当額が決定されることから、平成29年度予算案では、前年度と同額で計上した。従来通りの配当となれば、県が受け取る配当額は期末配当分だけで、約1億7千万円の減額となる。予算編成の過程で、必要性や事業効果等を厳しく判断しており、今後、配当金の減少が確定した場合には、一般財源等、他の財源の活用等も検討し、事業が適切に執行できるよう対応したい。



Q. 要配慮者を対象とした福祉避難所の指定状況と、今後の指定見込みについて聞かす。また現段階で要配慮者やその家族を避難させるのに十分な数に達しているのか、併せて聞かす。



厚生部長

A. 現在、県内168か所の高齢者施設や障がい者施設等が指定されており、平成28年度末には181か所が指定される見込みであるが、福祉避難所の充足率については、国のガイドラインでも明確な基準がない。

一般の避難所等の中に福祉避難スペースを設ける等、状況に応じて様々な方法で積極的に福祉避難所機能を確保し、要配慮者が設備や体制が整った避難所に避難できるように、市町村とともに取り組むたい。なお、福祉避難所の受け入れ人数については、市町村で現在把握できているのは約1700人であるが、把握していない市町村もあり、考え方も異なることから、今後調査していきたい。

災害時、国はペットと飼い主の同行避難を重要課題としている。環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケア、また被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れがあること、不妊手術措置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖すると、従来の生態系や野生動物に影響を与える恐れがあること、等から同行避難を求めている。またペットの救護対策は、防災業務計画および防災計画において、重点を置くべき事項とされており、被災したペットの保護取組のための体制整備や避難場所における取組と適正な飼育、また医薬品や予防に必要な薬品や飼料の調達・分配の方法に関する計画の策定が必要とされている。

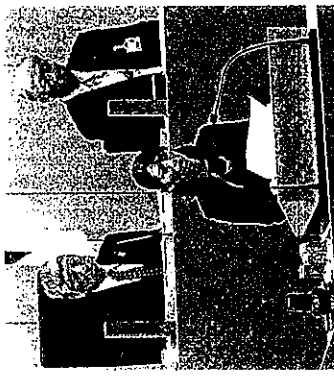
国では、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等、特に配慮が必要となる方々を「要配慮者」、要配慮者の中でも災害時に自ら避難することが困難で、支援が必要なる方を「避難行動要支援者」と位置付けている。国は平成25年、災害対策基本法の改正において、市町村に対し、避難行動要支援者等の作成を義務付け、指針では、避難行動要支援者のうち、希望書や同意のある方に対しては、市町村が、避難に係る個別計画を策定するよう指示しており、災害時に支援を行う際、支援の留意点、支援の方法や避難場所、避難経路等、具体的な支援方法を記録することとしている。

Q. 避難行動要支援者等の名簿作成と個別計画の策定について、現状とその必要性について聞かす。また未達の市町村に対し、今後どのように指導していくのか、併せて聞かす。

Q. 熊本地震の際にはペットの同行・同行避難については、避難所に入れない等の課題が数多く報告されたが、災害時のペット救護対策の必要性について、所見を聞かす。

厚生部長

A. 現在、県内全市町村において避難行動要支援者名簿は作成済みであり、約5万6千人が掲載されている。なお個別計画の策定状況は、個別計画の必要な方約7万5800人のうち、9400人に留まっている。県では新年度、研修会の開催時に、具体的な事例の紹介等を通じ、市町村に対して早急に全ての個別計画を策定できるよう働きかけたい。



厚生部長

A. 災害時におけるペットの救護対策は重要であると認識しており、平成26年度から、関係市町村や県獣医師会等と連携し、県の総合防災訓練においてペットの同行避難訓練等を実施してきた。受付後の一時預り時に落ち込みがなくなったり、吠えたりすること、ノミやタニシの対策の必要性がわかったほか、平成28年度は一般県民の参加もあり、成果があったと考えている。今後も飼い主とペットが円滑に避難できるようにペットの救護対策に取り組むたい。

Q. ペットの救護対策について、本県の計画策定の現状と今後の取り組みについて、聞かす。

厚生部長

A. 平成26年に改定した動物愛護管理推進計画において、災害時の救護体制の整備およびマニュアルの作成を図るとしている。今後、東日本大震災や熊本地震等の教訓を十分踏まえるとともに、同行避難訓練で得られた課題等も整理し、県獣医師会や動物愛護団体等をメンバーとする検討会を設置し、動物救護体制の構築や避難所を運営する市町村の参考となるマニュアル作成に取り組むたい。

Q. 県警察にサイバー犯罪対策課が新設されたが、サイバー犯罪の定義と今後の取り組みについて、聞かす。

警察本部長

A. サイバー犯罪の検案件数および相談件数は、昨年過去最高になる等、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。サイバー犯罪等には、時間的、場所的制約がなく、目に見えない。サイバー犯罪対策課では、関係機関等との情報交換、セキュリティ意識の低い子供や高齢者等の被害防止に向け、広報活動等に取り組む。またITのIT導入等、第4次産業革命の到来を見据え、機密情報や個人情報等が盗まれれば、企業経営にも多大な影響が出ることから、職員の能力の底上げのほか、専門技能を有する職員の採用等の推進にも取り組むたい。

# 領収書 (Receipt)

お客さま氏名 (Customer)  
奥野 詠子

様

右記、金額を 2017年 7月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

発行日 2017年 8月 6日

ご請求番号 (Billing ID) 322130-1004511-00

ご請求の内訳 (Billing Details) 2017/06/01~2017/06/30 料金後納ご利用額

領収金額 (Amount Paid) 326,105 円  
(うち消費税相当額) 24,155 円

金融機関 北陸  
本店営業部

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

日本郵便株式会社 

整理番号	1038	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料 8月分 (7/18)		
	事務所費 51,500 円/月の内		
	議員事務所 25,750 円/月		
	詠桜会(後援会) 25,750 円/月		
	駐車場 7,000 円/月の内		
	議員事務所 3,500 円/月		
詠桜会(後援会) 3,500 円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 8月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 8月分
	《合計》*	29,250	/

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0032766		29-07-18
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取引金額
0144			
お取引の時刻	ご利用手数料 請求額を含まず	お取引金額	
13:49	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000220

奥野 詠子 様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0032770		29-07-18
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取引金額
0144			
お取引の時刻	ご利用手数料 請求額を含まず	お取引金額	
13:49	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000221

奥野 詠子 様

オクノ イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

整理すること。)

收受 平成 29 年 8 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 8 月 23 日  
 処理 平成 29 年 8 月 23 日

整理番号	1039	事業概要*	事務所賃料
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	事務所・駐車場 賃料	9月分	(8/16)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 9月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 9月分
	《合計》*	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます  
ご利用の明細は下記のとおりでございます

お取引の種類	券番号	処理番号	日付
お振込	0216857	29-08-16	
銀行番号	預金種別	件	日・口座番号
0144			
時刻	お取引金額		
11:07	¥432	¥54,000	
おつり	お取引後の残高		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000060

奥野 様

奥野 IIC 様

電話番号 076-492-2828

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます  
ご利用の明細は下記のとおりでございます

お取引の種類	券番号	処理番号	日付
お振込	0216861	29-08-16	
銀行番号	預金種別	件	日・口座番号
0144			
時刻	お取引金額		
11:08	¥432	¥7,000	
おつり	お取引後の残高		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000061

奥野 様

奥野 IIC 様

電話番号 076-492-2828

(理すること。)

收受 平成 29 年 8 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 8 月 23 日  
 処理 平成 29 年 8 月 23 日

整理番号	1040	事業概要*	電気代
使用項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・02_研修費 ・03_広聴広報費 ・04_要請陳情等活動費 ・05_会議費 06_資料作成費 ・07_資料購入費 ・08_事務所費 ・09_事務費 ・10_人件費	
内容	7月分 4,888 円の内 議員事務所 2,444 円/月 詠桜会（後援会） 2,444 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所費 電気代	2,444	4,888 円の1/2 7月分
	《合計》	2,444	

《領収書貼付

付しきれない場合は、別紙に整理すること。》

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	29	7	金額
			4 8 8 8
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円 362
お支払期日	8月21日		精算額(再掲) 円
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
ご使用場所 富山市 伏見2区2-8-2 音田ビル1F			
お宅さま番号	[REDACTED]		計数区 17
契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)	
211	4888	362	
合計	4888	362	

北陸電力株式会社  
お宅さまサービスセンター  
TEL 0120-776453

領収日 附印  
5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
(お宅さま控)2485

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

收受 平成 29 年 8 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 8 月 23 日  
 処理 平成 29 年 8 月 23 日

整理番号	1041	事業概要	電話代			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	固定電話 7月請求分 8,493 円の内 議員事務所 4,246 円/月 詠桜会（後援会） 4,247 円/月					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	事務所 電話代	4,246	8,493 円の1/2 7月請求分			
	(合計)	4,246				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を償		電話料金等払込受領証 (原則、領収書を償)				
		西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 [REDACTED] 2017年 7月ご請求分 金額(円) ¥8,493- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領収目附印 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様				

すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 平成 29 年 8 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 8 月 23 日  
 処理 平成 29 年 8 月 23 日

整理番号	1042	事業概要*	人件費			
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	7月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	7月分		
	《合計》*	75,000				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 8 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 8 月 23 日  
 処理 平成 29 年 8 月 23 日





# 勤務実績表

平成29年7月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土			16	日		
2	日			17	月		
3	月	9:00 ~ 16:00	6	18	火	9:00 ~ 16:00	6
4	火	9:00 ~ 16:00	6	19	水	9:00 ~ 16:00	6
5	水	9:00 ~ 16:00	6	20	木	9:00 ~ 16:00	6
6	木	9:00 ~ 16:00	6	21	金	9:00 ~ 16:00	6
7	金	9:00 ~ 16:00	6	22	土		
8	土			23	日		
9	日			24	月	9:00 ~ 16:00	6
10	月	9:00 ~ 16:00	6	25	火	9:00 ~ 16:00	6
11	火	9:00 ~ 16:00	6	26	水	9:00 ~ 16:00	6
12	水	9:00 ~ 16:00	6	27	木	9:00 ~ 16:00	6
13	木	9:00 ~ 16:00	6	28	金	9:00 ~ 16:00	6
14	金	9:00 ~ 16:00	6	29	土		
15	土			30	日		
				31	月	9:00 ~ 16:00	6
小計			60	小計			60
				合計			120
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

管理番号	1401	事業概要	県政報告作成		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 20 6,000部				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考		
	印刷費	246,240	県政報告vol. 20 6,000部	259,200円+0.95	
	《合計》	246,240	/		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 9 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日  
 処理 平成 29 年 9 月 26 日



# おくのえいこ 県政報告 明日の富山を創る！

Vol.20

平成29年8月発行  
発行：自由民主党  
富山県議会議員



# おのえ

读者お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、益々ご清  
祥のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は、例年以上に台風が猛威を振るい、全国的に大雨や土  
砂災害の被害が相次いでいます。被害に遭われた方々にお見舞いを  
申し上げます。また長雨の影響で、日照時間が著しく少なくなつて  
おり、行楽や露地栽培の野菜の生育等も心配されます。自然の脅  
威を感じるとともに、備えの大切さを改めて実感しています。

さて、議員生活も7年目を迎え、これまで4年間所属した教育  
警務常任委員会を離れ、新たに農林水産常任委員会に所属いたし  
ました。農林水産分野に関する皆様のご意見をしっかりと伺い、  
積極的に県政に反映させていく所存です。農林水産分野に関して  
は、今まで以上にご指導賜れば幸いです。

委員会では、とっそく都市農業の在り方について、当局側と議論  
をさせていただきました。私の地元である旧富山市南部地域では、  
市街化区域内の農地が多く、農地でありながら、住宅開発を前提  
として、宅地並みの固定資産税と都市計画税が課せられています。

しかし、新たに都市農業振興基本法という法律ができ、市街地の  
農地は「宅地化するもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけ  
が変更されました。これに伴い「都市にあるべき農地」としての概  
能や規制についても考え直す時期にきています。時代に即した仕組  
みが作れるよう、今後も議論を深めていきたいと思ひます。

富山県議会議員  
奥野 祢子

# おのえ

報道等でも多く取り上げられていますが、県内で議論を二分している大きな課題が、県  
立高校の再編統合問題です。

県立高校の再編統合については、県立高校の在り方検討会等の審議会にて、長い時間を  
かけて検討されてきましたが、いよいよ地域毎に住民との意見交換会も始まり、議論は激  
化しています。

「一学年3学級以下の小規模校を再編統合の対象校とすることが望ましい」という、審議  
会での取りまとめが先行し、県議会や小規模校を抱える地域が猛反発するといった事態に  
も発展しました。

教育委員会は、現在、対象を小規模校に限定せず、地域ブロック（富山、高岡、砺波、  
新川）毎におおよそ2校ずつを再編統合することで、小規模校、中規模校、大規模校のそ  
れぞれの形を残し、子供たちの選択の幅を確保する案を提案しています。

これまでの経過を見ると、私は「なぜ再編が必要なのか」という議論のベースが共有で  
きていないと感じます。ただ「子供のために」というフレーズを繰り返す現状の議論では、  
何が子供たちにとって良いのか、価値観の問題に終始し、教育委員会の「子供のために大  
規模校が必要」という主張の中には、小規模校の子供の成績や、子供がどう感じているの  
かといった評価が十分になされていません。また「厳しい財政状況」についてはまったく  
触れられず、統合によるコスト削減額や、削減した分の使い道についての展望が説明され  
ない現状では判断のしようがありません。

「母校がなくなる」、「地域から学校がなくなる」という選択敗を皆さんに受け入れて  
もらうには、「なぜ再編が必要なのか」、その目的を共有し、再編統合することでもたら  
されるメリットを提案する必要があるでしょう。より多くの県民の皆さんから賛同を得ら  
れるように十分に議論を深めなくてはならないと考えています。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。

Twitter 本人アカウント 奥野祢子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野祢子県議 後援会 談桜会 (@eikoikai)

## 連絡先

富山県議会自民党控室

議員事務所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 〒939-8073 富山市大町2-8-2  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: [redacted]

一般質問 平成29年6月21日 一部抜粋

UNIVERSITY OF YAMANASHI

県リハビリテーション病院・こども支援センターで発達障がいと診断されている子供の数は、平成24年度の約370名から平成26年度には約560名、また平成28年度には約1170名へと年々増加している。

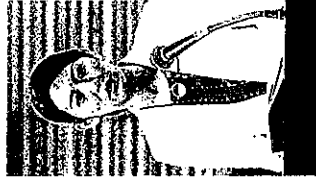
Q: 昨年1月、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターが開院したが、発達障がい児への対応について、改善された点と今後の取組みについて伺う。

知事

A: 重症児等への対応や特別な医療ニーズを有する子供への支援拠点施設として、常勤の児童精神科医の採用や臨床心理士の増員等により、初診までには3か月程度の待ち時間があったが、現在では1か月程度に短縮された。

また、診断後の生活動作やコミュニケーションの訓練等、年齢や特性に応じた訓練の環境も改善されている。

今年5月には、発達障がいの専門医療機関と地域のかかりつけ医師との連携のあり方等について協議を始めた。



Q: 文部科学省が高等学校の通級設置を制度化したことを受け、通級地帯校を富山大学キャンパスに設置し、「富山型アツタリテイク・コミュニケーション支援」として、高大連携の一環として整備することについて所見を伺う。

(特別な支援が必要な高校生への支援として、国は来年4月から高等学校の通級設置を制度化する。)

知事

A: 本県と富山大学は、平成17年に連携協定を締結し、平成23年度から様々な面で連携を強化しているが、高大連携による高校教育の充実にも取り組んでいる。

提案は、高校での通級指導を実施する際の対応策の一つになり得ると考えている。

まず教育委員会において研究を進め、その上で、大学と実施できるかどうか協議を進めてもらいたい。



改正刑法で犯罪被害者等の支援

性犯罪を厳罰化する「刑法の一部を改正する法律」が6月16日に参議院本会議において可決・成立した。

第1に、罪名が「強姦」から「強制性交等」に改められ、構成要件も性別を問わないと見直し、法定刑の下限も引き上げられた。

第2に、「監禁わいせつ罪」及び「監禁性交等罪」が新設され、18歳未満の者に対し、監禁する旨であることの影響下に押しつけて、わいせつな行爲または性交等をした者に対する罰則が新設された。

第3に、通級設置が非課税とされた。

第4に、同一の機会に強盗の罪と強制性交等の罪を犯した場合、現行の強盗強姦罪と同様の法定刑と処罰されることとなった。

今年5月1日時点で、小学校の特別支援学級に在籍している児童数は1085名で、通級指導を受けている児童数1666名と合わせると、2751名。5年前より、1100名の増加、率にして7%増となっている。

また中学校の特別支援学級に在籍している生徒数は405名で、通級指導を受けている生徒数144名と合わせると、549名となっており、5年前より112名の増加、率にして26%増となっている。

一方、特別支援学校に在籍している児童生徒数は1279名で、5年前の1209名と比べて70名増加している。

しかし、高校や大学入学後に発達障がいが認められ、支援の必要性が指摘されるケースも散見されており、文部科学省では、平成30年度から高等学校における通級の設置を制度化した。

Q: 特別支援学校、小中学校における特許免許の保有率の推移について伺う。

教育長

A: 平成28年度における本県教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校では75%で、5年前の71%から微増している。また小中学校では79%で、5年前の67%から増加している。

Q: 高校生以降に発達障がいが判明した場合の支援について所見を伺う。

厚生部長

A: 発達障がいには、本人や周囲も発達障がいの認識がなく、高校生や大学生、さらには社会人になってから、対人関係などで様々な困難や課題を抱えるケースがあると認識している。

本県においても、昨年度、発達障害者支援センターに対して、高校生以上の方184人から相談があり、うち35人が高校生とその家族からだった。同センターでは、高校とも連携し、発達障がいの特性に関する理解や、集団生活を送る上で必要な支援や助言等を行っている。

また、家族等が適切な対応ができるよう、保護者向け講座の開催やハンドブックの作成・配布を行っている。

Q: 警察による事件化や、これまで児童相談所にて対応していた問題が事件として扱われることから、それぞれの対応について伺う。

警察本部長

A: 児童虐待の疑いがある事案を認知した場合は、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした組織的対応を図り、児童相談所への確実な通告を行っているほか、虐待の可能性が低い場合であっても、児童相談所、市町村等関係機関に対する照会と情報共有を図っている。

過去5年間の性的虐待を含めた児童通報数は、平成24年が66件であったが、平成28年には、128件と急増しており、関係機関との更なる連携の強化が必要と認識している。

厚生部長

A: 親子等の間で行われたわいせつ行為等について、暴行や脅迫の事実がないと、児童福祉法違反等でしか処罰できなかったものが、より厳罰化されたものと認識している。

児童相談所では、告発等が必要な場合は、警察と十分協議し対応していきたい。

さらに、県では、今年度から新たに児童福祉司を対象とした「児童福祉司任用後研修」を実施するが、今回の改正を踏まえた内容とし、必要な専門的知識や技術の向上に努めたい。

Q: 来年春までのワンストップ支援センターの開設に向け、人材育成の計画、対応形態、広報について伺う。

知事

A: 支援センターの開設に向け、この4月に、専門的な知識と経験を有する専門職員を担当課に配置し、支援員の養成と支援に携わる方々のスキルアップを図るための専門研修の実施に向けて準備を進めている。

専門研修は、今年9月に開校し、来年2月までの講座を予定している。男性の性暴力被害の実態と対応に関する講義も取り入れるほか、部講座を公開講座として広く時代の作風に受講してもらうことを考えている。

また、開設に当たつての広報は、未成年者の被害者が多いことや潜在化しやすいなどの特性を踏まえて工夫したい。



整理番号	1402	事業概要	新聞購読			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 7~8月分 富山新聞 7~8月分					
上記事業に属した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	北日本新聞	6,144	3072×2			
	富山新聞	6,144	3072×2			
	《合計》	12,288				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2017年7月分 領収証 発番:00000905-201707-1

奥野 詠子 様

品名	数量	単価	金額
北日本新聞朝刊	1		3,072

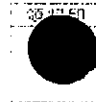
合計金額  
**¥3,072**  
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。(有)掛尾新聞販売店  
クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

〒920-0801 富山県富山市  
富山新聞社 新聞部

北日本新聞



收受 平成 29 年 9 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日  
 処理 平成 29 年 9 月 26 日

奥野 詠子 様

品名	数量	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額
¥3,072
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

076-425-4061

北日本新聞

領収印



領収証

17年 07月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額	
-----	--

合計金額	3,072
------	-------

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

領収証

17年 08月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額	
-----	--

合計金額	3,072
------	-------

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。



整理番号	1403	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	8月分 5,318 円の内 議員事務所 2,659 円/月 詠桜会（後援会） 2,659 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	2,659	5,318 円の1/2 8月分
	合計	2,659	/

《領収書貼》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社				
平成 年 月分	29	8	金額	5,318	円
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子			消費税等相当額(再掲)	393
お支払期日	9月21日			精算額(再掲)	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けま  
 使用場所 富山市 大町2区2-8-2 吉田ビル1F  
 お客様番号 [REDACTED] 計区 17

契約	金額	消費税等相当額
(円)	(円)	(円)
2111	5318	393
合計	5318	393

北陸電力株式会社

お客様サービスセンター  
 電話 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。

領収日 附印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
 (お客様ご控え)2485

收受 平成29年9月26日  
 決裁 平成29年9月26日  
 処理 平成29年9月26日



整理番号	1405	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 8月請求分 8,503 円の内 議員事務所 4,251 円/月 詠桜会（後援会） 4,252 円/月		
上記事業実施要領の経費	経費の内容及び備考	金額(円)	備 考
	事務所費 電話代	4,251	8,503 円の1/2 8月請求分
	(合 計)	4,251	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 奥野 詠子 様 お客様番号 2017年 8月ご請求分 金額(円) ¥8,503- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 附 印 検 収 238010 17.8.24 ローソン 富山今泉店 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様			

收受 平成 29 年 9 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日  
 処理 平成 29 年 9 月 26 日

整理番号	1406	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	8月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	8月分	
	《合 計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 9 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 9 月 26 日  
 処理 平成 29 年 9 月 26 日



# 勤務実績表

平成29年8月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間															
1	火	9:00 ~ 16:00	6	16	水	9:00 ~ 16:00	6															
2	水	9:00 ~ 16:00	6	17	木	9:00 ~ 16:00	6															
3	木	9:00 ~ 16:00	6	18	金	9:00 ~ 16:00	6															
4	金	9:00 ~ 16:00	6	19	土																	
5	土			20	日																	
6	日			21	月	9:00 ~ 16:00	6															
7	月	9:00 ~ 16:00	6	22	火	9:00 ~ 16:00	6															
8	火	9:00 ~ 16:00	6	23	水	9:00 ~ 16:00	6															
9	水	9:00 ~ 16:00	6	24	木	9:00 ~ 16:00	6															
10	木	9:00 ~ 16:00	6	25	金	9:00 ~ 16:00	6															
11	金			26	土																	
12	土			27	日																	
13	日			28	月	9:00 ~ 16:00	6															
14	月			29	火	9:00 ~ 16:00	6															
15	火			30	水	9:00 ~ 16:00	6															
				31	木	9:00 ~ 16:00	6															
小計			48	小計			72															
				合計			120															
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">賃金月額</td> <td style="width: 40%;">150,000 円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自由民主党県議会議員</td> <td>奥野詠子</td> <td>政務活動費50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奥野詠子</td> <td>その他費用50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> </table>								賃金月額	150,000 円		自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%		奥野詠子	その他費用50%			75,000円			75,000円
賃金月額	150,000 円																					
自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%																				
	奥野詠子	その他費用50%																				
		75,000円																				
		75,000円																				

整理番号	1657	事業概要*	県政報告送付代		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol.20 8月送付 支払い9月 後納郵便 @ 65円 4,829通 313,885円				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	郵送費	298,190	313,885円*0.95*		
	《合計》*	298,190			

領収書 (Receipt)

発行日 2017年10月6日

お客さま氏名 (Customer)

奥野 詠子

様

ご請求番号 (Billing ID) 322130-1007789-00

ご請求の内訳 (Billing Details) 2017/08/01~2017/08/31 料金後納ご利用額

領収金額 (Amount Paid) 314,347 円  
(うち消費税相当額) 23,283 円

金融機関 北陸 本店営業部

右記、金額を 2017年 9月 20日付けで

口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社 

印紙税申告納  
付につき趣町  
税務署承認済

収受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日



# おのえいご県政報告

Vol.20

平成29年8月発行  
発行：自由民主党  
富山県議会議員会

明日の富山を創る！

# 教育

報道等でも多く取り上げられていますが、県内で議論を二分している大きな課題が、県立高校の再編統合問題です。

県立高校の再編統合については、県立高校の在り方検討会等の審議会にて、長い時間をかけて検討されてきましたが、いよいよ地域毎に住民との意見交換会も始まり、議論は激化しています。

「二学年3学級以下の小規模校を再編統合の対象とすることが望ましい」という、審議会での取りまとめが先行し、県議会や小規模校を抱える地域が反応発するといった事態にも発展しました。

教育委員会は、現在、対象を小規模校に限定せず、地域ブロック（富山、高岡、砺波、新川）毎におおよそ2校ずつを再編統合することで、小規模校、中規模校、大規模校のそれぞれの形を残し、子供たちの選択の幅を確保する案を提案しています。

これまでの経過を見ると、私は「なぜ再編が必要なのか」という議論のベースが共有できていないと感じます。ただ「子供のために」というフレーズを繰り返す現状の議論では、何が子供たちにとって良いのか、価値観の問題に終始し、教育委員会の「子供のために大規模校が必要」という主張の中には、小規模校の子供の成績や、子供がどう感じているのかといった評価が十分になされていません。また「厳しい財政状況」についてはまったく触れられず、統合によるコスト縮減額や、削減した分の使い道についての展望が説明されない現状では判断のしようがありません。

「母校がなくなる」、「地域から学校がなくなる」という選択肢を皆さんに受け入れてもらうには、「なぜ再編が必要なのか」、その目的を共有し、再編統合することでもたらされるメリットを提案する必要があるでしょう。より多くの県民の皆さんから賛同を得られるように十分に議論を深めなくてはならないと考えています。

6月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。

本人アカウント 奥野詠子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠子会 (@eikokai)

## 連絡先

富山県議会自民党控室

議員事務所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 〒939-8073 富山市大町282  
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: [Redacted]

# おのえいご

残暑お見舞い申し上げます。皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は、例年以上に台風が猛威を振るい、全国的に大雨や土砂災害の被害が相次いでいます。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。また長雨の影響で、日照時間が著しく少なくなっており、行楽や露地栽培の野菜の生育量も心配されます。自然の脅威を感じるとともに、備えの大切さを改めて実感しています。

さて、議員生活も7年目を迎え、これまで4年間所属した教育常任委員会を離れ、新たに農林水産常任委員会に所属いたしました。農林水産分野に関係する皆様のご意見をしっかりと伺い、積極的に県政に反映させていく所存です。農林水産分野に関しては、今まで以上にご指導賜れば幸いです。

委員会では、とつそく都市農業の在り方について、当局側と議論をさせていただきました。私の地元である旧雷山市南部地域では、市街化区域内の農地が多く、農地でありながら、住宅開発を前提として、宅地並みの固定資産税と都市計画税が課せられています。

しかし、新たに都市農業振興基本法という法律ができて、市街地の農地は「宅地化するもの」から「都市にあるべきもの」と位置づけが変更されました。これに伴い「都市にあるべき農地」としての機能や規制についても考え直す時期に来ています。時代に即した仕組みが作れるよう、今後も議論を深めていきたいと思っております。

富山県議会議員  
奥野詠子



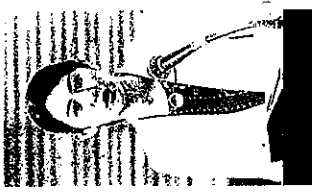
児童福祉課長

県リハビリテーション病院・こども支援センター発達障がいと診断されている子供の数は、平成24年度の約370名から平成28年度には約560名、また平成28年度には約1170名と7年々増加している。

Q: 昨年1月、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターが開院したが、発達障がい児への対応について、改善された点と今後の取組について伺う。

知事

A: 重症児等への対応や特別医療ニーズを有する子供への支援拠点施設として、常勤の児童精神科医の採用や臨床心理士の増員等により、初診まで3か月程度の待ち時間があつたが、現在は1か月程度に短縮された。また、診断後の生活動作やコミュニケーションの訓練等、年齢や特性に応じた訓練の環境も改善されている。今年5月には、発達障がいの専門医療機関と地域のかかりつけ医との連携のあり方等について協議を始めた。



Q: 文部科学省が高等学校の進級認定を制度化したことを受け、進級認定校を富山大学キャンパスに設置し、「富山型アウテシビリティ・コミュニティ支援」として、高大連携の一環として整備することについて所見を伺う。

(特別な支援が必要な高校生への支援として、国は来年4月から高等学校の進級認定を制度化する。)

知事

A: 本県と富山大学は、平成17年に連携協定を締結し、平成28年度から様々な面で連携を強化しているが、高大連携による高校教育の充実にも取り組んでいる。県案は、高校での進級指導を実施する際の対応策の一つになり得ると思われている。まず教育委員会において研究を進め、その上で、大綱と実施できるかどうか協議を進めてもらいたい。



改正刑法と犯罪被害者等の支援について

性犯罪を厳罰化する「刑法の一部を改正する法律」が6月16日に参議院本会議において可決・成立した。

- 第1に、罪名が「強姦」から「強制性交等」に改められ、構成要件も性別を問わないと規定され、法定刑の下限も引き上げられた。
第2に、「監禁をわいせつ罪」及び「監禁強姦性交等罪」が新設され、18歳未満の童に犯し、監禁する旨のあることの影響力に準じて、わいせつ行為または性交等をした旨に対する罰則が新設された。
第3に、強姦罪等が非親告罪化された。
第4に、同一の機会に強姦の罪と強制性交等の罪を犯した場合、現行の強姦強姦罪と同様の法定刑に処罰されることとなった。

今年5月1日時点で、小学校の特別支援学級に在籍している児童数は1085名で、進級指導を受けている児童数1666名と合わせると2751名、5年前より、1100名の増加、率にして67%増となっている。

また中学校の特別支援学級に在籍している生徒数は406名で、進級指導を受けている生徒数144名と合わせると549名となっており、5年前より112名の増加、率にして29%増となっている。

一方、特別支援学級に在籍している児童生徒数は1279名で、5年前の1209名と比べると70名増加している。

しかし、高校や大学入学後に発達障がいが発見され、支援の必要性が指摘されるケースも数見されており、文部科学省では、平成30年度から高等学校における進級の認定を制度化した。

Q: 特別支援学校、小中学校における特支免許の保有率の進捗について伺う。

教育長

A: 平成28年度における本県教員の特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校では75%で、5年前の71%から微増している。また小中学校では79%で、5年前の67%から増加している。

Q: 高校生以降に発達障がいが発見した場合の支援について所見を伺う。

県生部長

A: 発達障がいには、本人や周囲も発達障がいの認識がなく、高校生や大学生、さらには社会人になってから、対人関係などで様々な困難や課題を抱えるケースがあると認識している。

本県においても、昨年度、発達障がい支援センターに対して、高校生以上の方184人から相談があり、うち35人が高校生とその家族からだった。同センターでは、高校とも連携し、発達障がいの特性に関する理解や、県内生活を送る上で必要な支援や助言等を行っている。

また、家族等が適切な対応ができるよう、保護者向け講座の開催やハンドブックの作成・配布を行っている。

Q: 警察による事件化や、これまで児童相談所に対応していた問題が事件として扱われることから、それぞれの対応について伺う。

警察本部長

A: 児童虐待の疑いがある事実を認知した場合は、児童の安全確保及び安全確保を最優先とした組織的対応を図り、児童相談所への確実な通告を行っているほか、虐待の可能性が低い場合であっても、児童相談所、市町村等関係機関に対する照会と情報共有を図っている。

過去5年間の性的虐待を含めた児童虐待件数は、平成25年から平成28年には、1258件と増しており、関係機関との更なる連携の強化が必要と認識している。

県生部長

A: 親身等の間で行われたわいせつ行為等について、舉行や処置の事実がないと、児童福祉法違反等でしか処罰できなかったものが、より厳罰化されたものと認識している。

児童相談所では、告発等が必要な場合は、警察と十分協議し対応していきたい。

さらに、県では、今年度から新たに児童福祉司を対象とした「児童福祉司研修」を実施するが、今回の改正を踏まえた内容とし、必要な専門的知識や技能の向上に努めたい。

Q: 来年春までのワンストップ支援センターの開設に向け、人材育成の計画、対応形態、広報について伺う。

知事

A: 支援センターの開設に向け、この4月に、専門的な知識と経験を有する専門職員を担当課に配置し、支援員の養成と支援に携わる方々のスキルアップを図るための専門研修の実施に向けて準備を進めている。

専門研修は、今年9月に開始し、来年2月までの研修を予定している。男性の性暴力被害の被害者等に対する講義も取り入れるほか、部課長や公開講座として広く県民の皆さんに受講してもらいたいことを考えている。

また、開設に当たつての広報は、未成年者の被害者が多いことや潜在化しやすいなどの特性を踏まえて工夫したい。



整理番号	1658	事業概要*	新聞購読
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 9月分 富山新聞 9月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	3,072	9月分 3,072 円
	富山新聞	3,072	9月分 3,072 円
	《合計》*	6,144	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

收受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日

# 領収証

17年 09月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)  
富山センター  
富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

2017年9月分 領収証 発行数 00000905-201709-1  
奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

¥3,072  
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

076-425-4061

北日本新聞



整理番号	1659	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	8月請求分 2,418 円の内 議員事務所 1,209 円 詠桜会（後援会） 1,209 円		
上記記載の必要した給付	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務所 上下水道代	1,209	2,418 円の1/2 8月請求分
	(合計)	1,209	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成29年度富山市水道料金等  
納入通知書兼領収書

お客さま番号 [ ]

使用者 奥野 詠子  
 納入者 奥野 詠子  
 発行日 平成29年 9月 1日  
 納期限 平成29年 9月 15日

給水装置場所  
富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成29. 6. 6~平成29. 8. 1
口徑	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	2 m <sup>3</sup>
下水道使用水量	2 m <sup>3</sup>
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日

平成29年 8月 請求分	
水道料金	993 円
内消費税	73 円
下水道使用料	1,425 円
内消費税	105 円
し尿くみ取り手数料	0 円
内消費税	0 円
合計金額	2,418 円
内消費税	178 円

領収日付印

1659  
17.9.28  
富山六町  
アール・フォー

富山市上下水道事業管理課 領収印

富山市上下水道局  
出納・取納取扱金融機関  
及びコンビニエンスでは取入印紙不要

取納代行会社  
(納税システム)  
お客さま控

口座番号 00720-5-960609  
加入者名 富山市上下水道事業管理者

お問合せ窓口は裏面に記載しております。  
\*領収日付印の押印によって効力が生じます。

收受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日

整理番号	1660	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	9月分 4,194 円の内 議員事務所 2,097 円/月 詠桜会（後援会） 2,097 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	2,097	4,194 円の1/2 9月分
	《合計》	2,097	

《領収書貼付

付しきれない場合は、別紙に整理すること。》

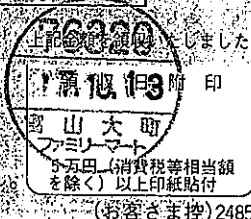
電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	金額		円
29 9	4,194		
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税率相当額(再掲) 円	310
お支払期日	10月20日	精算額(再掲) 円	
この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
ご使用場所 富山市 大町2区2-812 店田ビル1F			
お客さま番号 [REDACTED] 計区 17			
契約	金額 (円)	消費税率相当額 (再掲) (円)	
211	4,194	310	
合計	4,194	310	

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター  
TEL 0120-776453

- 収納印のないもの金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。



收受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日

整理番号	1661	事業概要	事務所賃料
使金項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務所費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	11月分	(10/13)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
証書請求に要し得る旨	経費の内容	金額(円)	備考
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 11月分
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 11月分
	合計	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0034618	29-10-13	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
振替枚数	預貸枚数		
万円	千円	百円	十円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
08:10	¥540円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000018

奥野 詠子 様

奥野 イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0034622	29-10-13	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
振替枚数	預貸枚数		
万円	千円	百円	十円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
08:10	¥540円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥432  
000019

奥野 詠子 様

奥野 イコ 様

電話番号 076-492-2828

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日

整理番号	1662	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 9月請求分 8,523 円の内 議員事務所 4,261 円/月 詠桜会（後援会） 4,262 円/月		
上記事業に用いた経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,261	8,523 円の1/2 9月請求分
	《合計》	4,261	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いいたします。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年 9月ご請求分

金額(円)  
¥8,523-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

2017年 9月 17日 掛尾北店

17.9.20

ローソン銀行 掛尾北店

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日







整理番号	1663	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	9月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	9月分	
	《合 計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 10 月 18 日  
 決裁 平成 29 年 10 月 19 日  
 処理 平成 29 年 10 月 19 日



# 2017年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 别
██████████	2017.2.1	奥野詠子	██████████	██

賃金計算期間	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	日数	
労働時間	20	20	21	20	20	20							121
労働時間	120	120	126	120	120	120							726
労働時間													0
労働時間													0
労働時間													0
労働時間													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							900,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							900,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0							0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							900,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0							0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000							900,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700							52,200
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700							52,200
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300							847,800
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20							
領収印													

# 勤務実績表

平成29年9月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土		
2	土			17	日		
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土		
9	土			24	日		
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金	9:00 ~ 16:00	6
15	金			30	土		
				1	日		
小計			60	小計			60
				合計			120
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	1877	事業概要*	新聞購読		
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 10月分 富山新聞 10月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞	3,072	10月分	3,072 円	/
	富山新聞	3,072	10月分	3,072 円	/
	《合計》*	6,144			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 11 月 17 日  
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日  
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

2017年10月分 領収証 発証No 00000905-201710-1

奥野 詠子 様

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

**¥3,072**  
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

076-425-4061

北日本新聞



領収証

17年 10月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

上記金額正に領収致しました。



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

整理番号	1878	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	10月分 3,826 円の内 議員事務所 1,913 円/月 詠桜会（後援会） 1,913 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	1,913	3,826 円の1/2 10月分
	合計	1,913	/

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	29	10	金額
			3 8 2 6
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円
			283
お支払期日	11月20日		精算額(再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額(円)	消費税等相当額(再掲)(円)
211	3826	283
合計	3826	283

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

平成29年11月17日

領収印 附印

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

(お客さま控)2485

收受 平成 29 年 11 月 17 日  
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日  
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

整理番号	1879	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	10月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会（後援会） 1,144 円		
上記事業に要した総費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 10月請求分
	合計	1,144	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成 29 年度 富山市水道料金等  
納入通知書兼 領収書

お客さま番号 [ ]

使用者 奥野 詠子 様

納入者 奥野 詠子 様

発行日 平成 29 年 11 月 1 日

納期限 平成 29 年 11 月 15 日

給水装置場所 富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成29. 8. 2~平成29. 10. 6
口径	20 mm 用途 家事用
上水道使用水量	1 m <sup>3</sup>
下水道使用水量	1 m <sup>3</sup>
し尿くみ取り・量	月 日 月 日 月 日

水道料	928 円
内消費税	( 68 円)
下水道使用料	1,360 円
内消費税	( 100 円)
し尿くみ取り手数料	0 円
内消費税	( 0 円)
合計金額	2,288 円
内消費税	( 168 円)

領収日付印

76329  
17.11.0  
富山市

富山市上下水道事業管理署  
富山市上下水道局  
出納・収納取扱金融機関  
及びコンビニでは取入印紙不要  
取納代行会社 (納電算システム)  
口座番号 00720-5-960609  
加入者名 富山市上下水道事業管理署 (お客さま控)

收受 平成 29 年 11 月 17 日  
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日  
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

整理番号	1880	事業概要*	事務所賃料			
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 12月分 (11/16)					
	事務所費		51,500	円/月の内		
	議員事務所		25,750	円/月		
	詠桜会 (後援会)		25,750	円/月		
	駐車場		7,000	円/月の内		
	議員事務所		3,500	円/月		
詠桜会 (後援会)		3,500	円/月			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考			
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	12月分	/	
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	12月分	/	
	(合 計) *	29,250				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 11 月 17 日  
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日  
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0036632	29-11-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱番号
0144			
額貸枚数		繰貸枚数	
万円	千円	円	500円
			100円
			50円
			10円
			5円
			1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:28	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
お振込日: 11月16日 000131			
[Redacted]			
[Redacted]			
[Redacted] 様			
オキノ イコ 様			
電話番号 076-492-2828			

お願い………通帳へ記入されるまで大切に保管してください。  
A T M振込の領戻しはご利用控を添付してください。

※2011年11月15日 10時30分 CR

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス  
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0036628	29-11-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱番号
0144			
額貸枚数		繰貸枚数	
万円	千円	円	500円
			100円
			50円
			10円
			5円
			1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:27	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
お振込日: 11月16日 000130			
[Redacted]			
[Redacted]			
[Redacted] 様			
オキノ イコ 様			
電話番号 076-492-2828			

お願い………通帳へ記入されるまで大切に保管してください。  
A T M振込の領戻しはご利用控を添付してください。

※2011年11月15日 10時30分 CR

裏面もあわせてご覧ください。



整理番号	1881	事業概要*	電話代
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 10月請求分 8,527 円の内 議員事務所 4,263 円/月 詠桜会（後援会） 4,264 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備考
	事務所費 電話代	4,263	8,527 円の1/2 10月請求分
	(合計)*	4,263	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額の数字をおぼけてください。上記以外でお支払いの場合は切り取り取らないでください。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年10月ご請求分

金額(円)  
¥8,527-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）  
0800-3335550

領収日附印  
7.11.-2

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 11 月 17 日  
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日  
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

整理番号	1882	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	10月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	10月分	
	《合 計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 11 月 17 日  
 決裁 平成 29 年 11 月 22 日  
 処理 平成 29 年 11 月 22 日

# 2017年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 别
●	2017.2.1	奥野詠子	●	●

賃金計算期間	2017年度												合計
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
労働日数	20	20	20	20	20	20	21						142
労働時間	120	120	126	120	120	120	126						852
労働時間外労働時間													0
休日労働時間													0
深夜労働時間													0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000
時間外手当													0
休日労働手当													0
深夜勤務手当													0
通勤手当(課税)													0
通勤手当(非課税)													0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0						0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000
健康保険													0
介護保険													0
厚生年金													0
雇用保険													0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0						0
課税対象額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000						1,050,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700						60,900
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700						60,900
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300						989,100
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	8/20	9/20	10/20					
領収印	●	●	●	●	●	●	●	●					

# 勤務実績表

平成29年10月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	日			16	月	9:00 ~ 16:00	6
2	月	9:00 ~ 16:00	6	17	火	9:00 ~ 16:00	6
3	火	9:00 ~ 16:00	6	18	水	9:00 ~ 16:00	6
4	水	9:00 ~ 16:00	6	19	木	9:00 ~ 16:00	6
5	木	9:00 ~ 16:00	6	20	金	9:00 ~ 16:00	6
6	金	9:00 ~ 16:00	6	21	土		
7	土			22	日		
8	日			23	月	9:00 ~ 16:00	6
9	月			24	火	9:00 ~ 16:00	6
10	火	9:00 ~ 16:00	6	25	水	9:00 ~ 16:00	6
11	水	9:00 ~ 16:00	6	26	木	9:00 ~ 16:00	6
12	木	9:00 ~ 16:00	6	27	金	9:00 ~ 16:00	6
13	金	9:00 ~ 16:00	6	28	土		
14	土			29	日		
15	日			30	月	9:00 ~ 16:00	6
				31	火	9:00 ~ 16:00	6
小計			54	小計			72
				合計			126
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	2239			事業概要	新聞購読	
用途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	北日本新聞 11月分 富山新聞 11月分					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考			
	北日本新聞	3,072	11月分	3,072 円		
	富山新聞	3,072	11月分	3,072 円		
	《合 計》	6,144				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

收受 平成 29 年 12 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 12 月 26 日  
 処理 平成 29 年 12 月 27 日

2017年11月分 領収証 電話帳 00000905-201711-1  
**奥野 詠子 様**

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

**¥3,072**  
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。(有)掛尾新聞販売店  
 クレジットカード決済可能です。

076-425-4061

北日本新聞



**領収証**

17年 11月分 年 月 日 No. 509188

お名前 **奥野 詠子 様**

ご住所 **今泉 30-1 メゾン今泉202**

繰越額

合計金額 **3,072**

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588  
 TEL 076-493-1160  
 FAX 076-493-1140

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から  
 ②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

整理番号	224D	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	11月分 5,357 円の内 議員事務所 2,678 円/月 詠桜会（後援会） 2,679 円/月		
上記等要請した経費	経費(内容)	金額(円)*	備考
	事務所費 電気代	2,678	5,357 円の1/2 11月分
	合計	2,678	

《領収書貼付

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。》

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	金額		円
29 11		5 3 5 7	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲) 円	396
お支払期日	12月20日	精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。  
 ご使用場所：富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計区 17

契約	金額	消費税等相当額
(円)	(円)	(再掲) (円)
211	5357	396
合計	5357	396

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター  
 電話：0120-776453

- 収納印のないもの金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

上記金額を領収いたしました。  
 17/12/29  
 領収印 附印  
 奥野詠子

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
 (お客さま控)2485

收受 平成 29 年 12 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 12 月 26 日  
 処理 平成 29 年 12 月 27 日

整理番号	2242	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 11月請求分 8,484 円の内 議員事務所 4,242 円/月 詠桜会(後援会) 4,242 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 11月請求分
	《合計》	4,242	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側之枚をお出しください。上記以外のお支払いの場合は切り取らなくても大丈夫です。

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年11月ご請求分  
金額(円)  
¥8,484-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日 附印  
17.12.-9

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 29 年 12 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 12 月 26 日  
 処理 平成 29 年 12 月 27 日



整理番号	224.3	事業概要*	人件費		
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費	・03_広聴広報費 ・08_事務所費	・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	11月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	11月分	
	《合計》*	75,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 29 年 12 月 26 日  
 決裁 平成 29 年 12 月 26 日  
 処理 平成 29 年 12 月 27 日



# 勤務実績表

平成29年11月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間																								
1	水	9:00 ~ 16:00	6	16	木	9:00 ~ 16:00	6																								
2	木	9:00 ~ 16:00	6	17	金	9:00 ~ 16:00	6																								
3	金			18	土																										
4	土			19	日																										
5	日			20	月	9:00 ~ 16:00	6																								
6	月	9:00 ~ 16:00	6	21	火	9:00 ~ 16:00	6																								
7	火	9:00 ~ 16:00	6	22	水	9:00 ~ 16:00	6																								
8	水	9:00 ~ 16:00	6	23	木																										
9	木	9:00 ~ 16:00	6	24	金	9:00 ~ 16:00	6																								
10	金	9:00 ~ 16:00	6	25	土																										
11	土			26	日																										
12	日			27	月	9:00 ~ 16:00	6																								
13	月	9:00 ~ 16:00	6	28	火	9:00 ~ 16:00	6																								
14	火	9:00 ~ 16:00	6	29	水	9:00 ~ 16:00	6																								
15	水	9:00 ~ 16:00	6	30	木	9:00 ~ 16:00	6																								
小計			60	小計			60																								
				合計			120																								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">賃金月額</td> <td style="text-align: right;">150,000 円</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">自由民主党県議会議員</td> <td style="padding-left: 20px;">奥野詠子</td> <td style="padding-left: 20px;">政務活動費50%</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">奥野詠子</td> <td style="padding-left: 20px;">その他費用50%</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>								賃金月額	150,000 円							自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円						奥野詠子	その他費用50%	75,000円				
賃金月額	150,000 円																														
自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円																												
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円																												

整理番号	2613	事業概要	事務所賃料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料	1月分	(12/15)
	事務所費	51,500	円/月の内
	議員事務所	25,750	円/月
	詠桜会(後援会)	25,750	円/月
	駐車場	7,000	円/月の内
	議員事務所	3,500	円/月
	詠桜会(後援会)	3,500	円/月
経費の内容		金額(円)	備考
賃借料		25,750	事務所賃料:25,750円/月 1月分
賃借料		3,500	駐車場賃料:3,500円/月 1月分
合計		29,250	

**北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0211188	29-12-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	千円	500円
		100円	50円
		10円	5円
			1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
13:58	¥432円	¥54,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
000192			
奥野 詠子 様			
奥野 IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

**北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	振込番号	処理番号	日付
お振込	0211192	29-12-15	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	千円	500円
		100円	50円
		10円	5円
			1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
13:59	¥432円	¥7,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
000193			
奥野 詠子 様			
奥野 IIC 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 30 年 2 月 7 日  
 決裁 平成 30 年 2 月 8 日  
 処理 平成 30 年 2 月 8 日



整理番号	2615	事業概要	電話代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話 12月請求分 8,524 円の内 議員事務所 4,262 円/月 詠桜会（後援会） 4,262 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所費 電話代	4,262	8,524 円の1/2 12月請求分
	《合計》	4,262	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を付し、電話料金等払込受領証を貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で全支払いは、左側2枚をきり取らなさい。上記以外でお支払いの場合は切り取らなさい。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2017年12月ご請求分  
金額(円)  
¥8,524-

受取人  
NTTファイナンス株式

お問合せ先（無料）  
0800-3335550

領・取・日 附 印  
7.12.30

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 30 年 2 月 7 日  
 決裁 平成 30 年 2 月 8 日  
 処理 平成 30 年 2 月 8 日

管理番号	2616	事業概要	電気代
従価項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		06_資料作成費	07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	09_事務所費
		10_人件費	
内容	12月分 7,181 円の内 議員事務所 3,590 円/月 詠桜会（後援会） 3,591 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	3,590	7,181 円の1/2 12月分
	合計	3,590	

《領収書貼付》

占付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月 分	金額	円	
29 12	7,181	1	
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子	消費税等相当額(再掲)	円
お支払期日	1月18日	精算額(再掲)	円
		531	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。  
使用場所：富山市 大町2区2-82-1 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計区：17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	7,181	531
合計	7,181	531

北陸電力株式会社  
お客さまサービスセンター  
TEL 0120-776453

上記金額を領収いたしました。

領収2月30日 印  
5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
(お客さま控)2485

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

收受 平成 30 年 2 月 7 日  
 決裁 平成 30 年 2 月 8 日  
 処理 平成 30 年 2 月 8 日

整理番号	2617	事業概要	人件費								
使途項目	10_人件費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	12月分										
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考								
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 12月分								
	《合 計》	75,000									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											

收受 平成 30 年 2 月 7 日  
 決裁 平成 30 年 2 月 8 日  
 処理 平成 30 年 2 月 8 日





# 勤務実績表

平成29年12月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間												
1	金	9:00 ~ 16:00	6	16	土														
2	土			17	日														
3	日			18	月	9:00 ~ 16:00	6												
4	月	9:00 ~ 16:00	6	19	火	9:00 ~ 16:00	6												
5	火	9:00 ~ 16:00	6	20	水	9:00 ~ 16:00	6												
6	水	9:00 ~ 16:00	6	21	木	9:00 ~ 16:00	6												
7	木	9:00 ~ 16:00	6	22	金	9:00 ~ 16:00	6												
8	金	9:00 ~ 16:00	6	23	土														
9	土			24	日														
10	日			25	月	9:00 ~ 16:00	6												
11	月	9:00 ~ 16:00	6	26	火	9:00 ~ 16:00	6												
12	火	9:00 ~ 16:00	6	27	水	9:00 ~ 16:00	6												
13	水	9:00 ~ 16:00	6	28	木	9:00 ~ 16:00	6												
14	木	9:00 ~ 16:00	6	29	金														
15	金	9:00 ~ 16:00	6	30	土														
				31	日														
小計			66	小計			54												
				合計			120												
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">賃金月額</td> <td style="width: 60%;">150,000 円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">自由民主党県議会議員</td> <td>奥野詠子</td> <td>政務活動費50%</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>奥野詠子</td> <td>その他費用50%</td> <td style="text-align: right;">75,000円</td> </tr> </table>								賃金月額	150,000 円			自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円		奥野詠子	その他費用50%	75,000円
賃金月額	150,000 円																		
自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円																
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円																

整理番号	2846	事業概要	県政報告作成		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol. 21 6,000部				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	印刷費	259,200	県政報告vol. 21 6,000部 259,200円		
	《合計》	259,200			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30年3月6日  
 決裁 平成 30年3月6日  
 処理 平成 30年3月6日





# おめでとう

新年おめでとうございます。  
皆様におかれましては、良い新春をお迎えること、お慶び申し上げます。

本年3月、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が設置される運びとなりました。

最初に性犯罪・性暴力被害者の支援の必要性について取り上げたのは、平成25年の春でした。そこから、何度も当局との協議と議会での賛同を重ね、平成28年には自民党全派として、議員提案の県条例を制定するに至り、昨年4月には施行となりました。

条例制定に向けて事務局長を務めさせていただき、思い入れもたくさんながら、大変勉強になりました。

そして、支援センター開設には、県条例と施設展開との整合性が取れるよう準備してきた結果、相談、医療、司法の連携体制、また専門職員が常勤および24時間365日運営の体系整備を行うことができました。日本一の機能を備えたセンターです。これまでご協力いただいた関係の皆様にご感謝申し上げます。

何よりも、性犯罪の被害を受けた方には、心と身体のケアに専門家と連携機関が緊密に連携できるようにになりましたので、決して一人では抱え込まずに、安心して相談ください。

さて、今年が戌年、「戌」には草木が滅ぶという意味があることから、「次の種まきに向けての新しいステップの年」との解釈がされるそう。新しい事を始める準備に邁進した年とのこと、心機一転、県政課題の中でも、また新たなチームに腰を据えて取り組めるよう努めていく所存です。

まだまだ難しい業種が続きますが、十分ご自愛ください。

皆様にとって今年が良き年となりますことをお祈り申し上げます。

富山県議会議員  
奥野 祿子

○ 来年度から、高等学校における通級制度が導入されるが、本県の検討状況について伺う。  
(導入にあたり、単位制高校において必要なスキルが修得できるよう取組みを進めるべき。また、高大連携として特別支援教育に取り組むべき。)

中学校で通級指導教室や、特別支援学級に在籍していた生徒が高校に進学している。

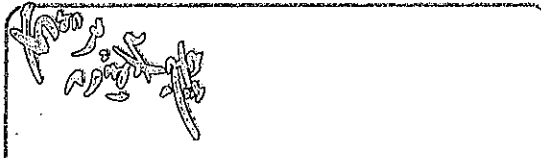
文部科学省では、高校においても一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導と必要な支援を提供するため、来年度から高校における通級制度を導入する。

平成29年11月末時点で、47都道府県中、43自治体で導入予定。6月議会において、本県でも初年度から制度を導入すべきと提言。

**教育長**

A. 通級制度導入には、生徒の自尊感情や心理的な抵抗感にも配慮する必要があり、本県では、定時制高校に導入できないか、検討を進めている。

また、議員から本年6月議会でご提言いただいた、富山大学との連携については、大学の支援室を訪問し、連携の課題等について担当者と意見交換を行っている。



昨年、また新たな議員提案条例案づくりに取り組みました。「中山間地域振興条例(案)」です。県議会の自民党会派内に条例案づくりのPT(プロジェクト)を発足し、私は事務局長を拜命しています。現在は、県内各基礎自治体をまわり、市町村長や中山間地域の方々から意見を頂いている段階です。

なせいま「中山間地域振興」なのか？  
少子高齢化が叫ばれて久しい中、県内でも中山間地域の人口は減少の一途を辿っています。里山は放棄され、耕作放棄地が増え、空き家が目立つようになってきています。この影響は中山間地域だけでなく、街部にも及びます。

近年のゲリラ豪雨により手入れの行き届いていない里山は土砂が崩れたり、耕作放棄地では農業用水の管理が滞ることにより、下流の水管理が困難になり、サルやイノシシ等の有害鳥獣の被害も拡大してきています。すでに中山間地域のみ問題ではなくなりました。

さらにその水際対策を打つにも、公共施設の統廃合や二次交通手段の削減、買い物等の生活基盤の不便さが、中山間地域の人口減少に拍車をかけています。

これまでも農業や林業の振興とともに、グリーンツーリズムの推進で郡会からの移住者を増やす施策が進められてきましたが、抜本的な対策に乗り出すべき時期に来ていると判断し、条例案の方向性を見出すべく、議論を進めています。

平成23年の初当選以来、私にとっては6本目の条例案づくりとなります。富山県にとって、そして県内すべての方にとって実りある条例となるよう力を尽くしたいと思っております。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

2月議会では、予算特別委員会にて質問いたします。  
ケーブルテレビインターネットで視聴いただけます。

ホームページ <http://www.okunoeko.jp/> ぜひご覧ください。  
Facebook 左遷リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。  
Twitter 本人アカウント 奥野祿子 (@Eiko\_Okuno) 後援者アカウント 奥野祿子県議 後援会 祿会 (@eioakai)

**連絡先**

富山県議会自民党控室  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 E-mail: [redacted]

議員事務所  
〒939-8073 富山市大町2-8-2 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

平成29年11月定例会 質問 141号(金)(部長答)

性犯罪被害者のための支援センターについて

昨年11月の条例制定以降、ワンストップ支援センター(以下、支援センター)の設置を協議。11月の定例会員で、現事は平成30年3月からのセンター運営を発表。24時間365日体制の確保も明言した。24時間365日体制での運営は、全国で12番目。

Q: 犯罪・性暴力被害者のための支援センターの機能と公費負担について伺う。

A: 知事 電話相談及び面談相談から、医療機関や警察署等への同行支援、必要な支援機関のコーディネートを行うほか、性感染症の検査や緊急避妊薬の処方等の医療費、カウンセリングに際する旅費等も、公費負担を予定している。本県センターの特徴は、①各種相談等に実績を有する県内のNPO法人に委託。②原則、専門知識と経験を有する助産師等が対応。③夜間や休日でも専門の電話相談士と事業者に電話転送し、24時間365日相談対応。

Q: 支援センターを、県民や被害者にもっと周知するのに向う。(支援センターの場所は非公表とし、電話連絡の後、足を運んでもらう形態を予定しているため、周知方法に工夫が必要である。)

A: 総合政策局長 開設や相談電話番号は、各層の広報媒体を活用し、専用ホームページの開設やパンフレットの作成による周知を予定している。性犯罪の被害者は、未成年者が約半数を占め、また、誰にも打ち明けることができずに増悪化するケースが多いとされていることから、電話番号やQRコード等を記載した名刺サイズのカードを作成し、中学校、高校、大学等で配布するほか、電話番号等を記載したシールを公共施設等の特に女子トイレ内に貼り付けること等を予定している。

Q: 未成年でも相談しやすい環境が必要と考えるが所見を伺う。(「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」という名称は、長く、暗いイメージがある。)

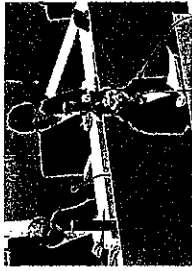
A: 総合政策局長 他県では、約8割で正式名称や相談電話に愛称をつけており、今後、開設準備にあわせ、支援関係者等から意見を聞き、愛称を検討する。

Q: 性犯罪・性暴力の被害者の多くが未成年との指摘がある中、学校における平時からの児童生徒への周知・意識啓発にどのように取り組むのに向う。(ひとりでは抱えきれないから、センターの存在の周知や相談を促すような啓発を行うことが重要である。)

A: 教育長 警察庁の発表によると、性犯罪の被害者のうち、小中高校生の占める割合は、平成28年では強姦で25%、強制わいせつでは36%、また検挙件数全体のうち面識のある者から被害を受けた割合は、強姦で57%、強制わいせつで29%となっている。担当課局と連携し、児童生徒、保護者にセンター開設を周知し、相談を促すよう働きかける。

Q: 学校の教員や養護教諭が、相談を受けた際に適切に対応するため、学校とワンストップ支援センターとの連携が重要と考えるが、どのように取り組むのに向う。

A: 知事政策局長 親族やクラブ活動の指導者等、保護や指導的立場にある者が加害者の場合、被害が潜在化・継続化・深刻化する可能性が高い。学校において性犯罪・性暴力被害による兆候を早期に探知し、適切に対応することが極めて重要である。今後はセンターが中心となつて、教職員に対するセンター開設の周知と機能等の理解促進、また対応に関する出前授業の拡充、さらに養護教諭等を対象に、専門研修の実施について検討する。



多目的トイレの普及について

Q: 開催理念に沿ったまちづくりの方向性について伺う。(「世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会を築くこと」を目標とするものな大会とすること」という基本コンセプトを掲げた施策の展開が重要。)

A: 知事 東京オリンピック・パラリンピックの開催は、地方創生の一層の推進を図る大きなチャンスであり、本県もその効果をもっと取り込んでいく。これまで、物理的な障壁(バリア)だけでなく、社会的、心理的な障壁を除去するため、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及をハード・ソフト両面から進めている。今後も、年齢・性別・文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、共に支え合ふ、富山県らしい共生社会の形成を一層進めたい。



Q: 公共施設や体育施設のユニバーサルデザインの普及、特にバリアフリー化を推進すべきと考えるが、空港や駅、体育施設等の運搬状況と今後の取り組みについて伺う。

A: 厚生部長 県施設を整備する際、ユニバーサルデザインに配慮し、優れた取組みに対する表彰を実施している。バリアフリー化は、整備基準を示し、病院やホテル、公共交通機関、体育施設等で一定の基準を満たすものは、適合証を交付している。空港のバリアフリー化は文字通り、駅は、1日当たり利用者3千人以上の19駅のうち13駅で整備済み、新駅である「高岡やぶなみ駅」や「宇奈月温泉駅」の改修工事において、エレベーターの整備等が行われている。主要体育館は、全ての施設で、段差を無くす、あるいはスロープを設置、多目的トイレは39施設で整備。ユニバーサルデザインの普及・バリアフリー化に努め、福祉のまちづくりを進める。

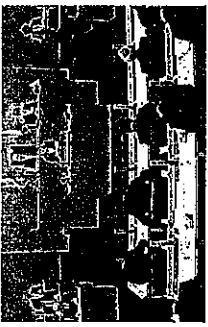
Q: 県体育施設の改修等が必要な状況だが、アスリート養成拠点を集約し、機能強化すべきと考えるが所見を伺う。(アスリート養成拠点には、医・科学的トレーニングの実施、指導員やトレーナーの常駐、宿泊や目的に沿った食事の提供等の機能が必要。)

A: 総合政策局長 アスリート養成の拠点は、「競技力向上対策あり方検討会」や、「トップアスリート育成・強化プロジェクト会議」の意見を踏まえ、県総合体育センターを、競技力強化の中核拠点として位置づけており、機能強化を進めてきた。I-ISSやNITCとの連携協力により一層競技力強化に取り組んでいる。

教育課題について

Q: 高校再編は、再編により統合する側の学校について、より良い環境になるよう機能強化を図るべき。跡地利用は、市町村のまちづくり等に寄与するよう、地元市町村と丁寧に検討・協議すべきと考えるが所見を伺う。(再編後の市町村の総合計画等に与える影響や、周辺施設の連携に併せた高校施設の利活用など、教育行政以外の公共施設の各種計画と調整しながら、高校再編を後押しすることが必要。)

A: 知事 再編統合の対象校等は、県立高校教育振興会議でまとめた結論を踏まえ、私が主宰する総合教育会議で十分検討・協議し、決定する。高校教育を充実するために再編統合を進めていることを十分踏まえ、教育・施設いずれの面においても、より良い教育環境となるよう検討する。跡地利用は、まずは地元の市町村において、地域の振興や活性化の観点から、活用方法について検討の上、県としても、再編後の地域振興に向け声をかけ、知恵を出していく。



整理番号	2847	事業概要	新聞購読			
使金項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	北日本新聞 12~1月分 富山新聞 12~1月分					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	北日本新聞	6,144	3072×2			
	富山新聞	6,144	3072×2			
	《合計》	12,288				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

2017年12月分 領収証 発証No 00000905-201712-1  
**奥野 詠子 様**

品名	冊数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
**¥3,072**  
 (消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
 クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎号ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額は税込収めました

年 月 日 領収

北日本新聞



收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
**¥3,072**  
(消費税込み)

ご購入ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞



領収証

17年 12月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



ご愛読に感謝いたします。新年を迎えるにあたり、皆様のご多幸をお祈り致します。

領収証

18年 01月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



今年もみなさまのご健康とご健勝をお祈り申し上げます。雪害と体調管に、ご留意を。



整理番号	2848	事業概要	事務所賃料		
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	事務所・駐車場 賃料 2月分 (1/18)				
	事務所費 51,500 円/月の内				
	議員事務所 25,750 円/月				
	詠桜会(後援会) 25,750 円/月				
	駐車場 7,000 円/月の内				
	議員事務所 3,500 円/月 詠桜会(後援会) 3,500 円/月				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月	2月分	/
	賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月	2月分	/
	《合計》	29,250			
《領収》	共同出張所		共同出張所		すること。)
お願い……通帳へ記入されるまで大切に保管ください。	お振込 1022299 30-01-18		お振込 1022303 30-01-18		
	12:26 ¥432 ¥54,000		12:26 ¥432 ¥7,000		
	***** 手数料のうち振込手数料 ¥432 000087		***** 手数料のうち振込手数料 ¥432 000089		
	様		様		
	オクノ イロ 様		オクノ イロ 様		
	電話番号 076-492-2828		電話番号 076-492-2828		

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

整理番号	2849	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		06_資料作成費	07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		08_事務所費	09_事務費
		05_会議費	10_人件費
内容	1月分	6,783 円の内	
	議員事務所	3,391 円/月	
	詠桜会(後援会)	3,392 円/月	
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	3,391	6,783 円の1/2 1月分
	《合計》	3,391	

《領収書貼付

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

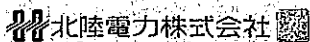
電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社				
平成 年 月分	30	1	金額		6 7 8 3 円
振込人(ご契約名)	奥野 詠子			消費税等相当額(再掲) 円	502
お支払期日	2月21日			積算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。  
ご使用場所 富山市 大町2区282 吉田ビル1F

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額(円)	消費税等相当額(再掲)(円)
211	6783	502
合計	7285	502



北陸電力株式会社  
お客さまサービスセンター  
TEL 0120-776453

上記金額を領収いたしました。

領収日附印

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
(お客さま控)2485

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

整理番号	2850	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	固定電話		
	1月請求分	8,484	円の内
内容	議員事務所		
	1月請求分	4,242	円/月
内容	詠桜会（後援会）		
	1月請求分	4,242	円/月
上記事業に要した経費	経費の内容	金額（円）	備考
	事務所費 電話代	4,242	8,484 円の1/2 1月請求分
	《合計》	4,242	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を付 電話料金等払込受領証 すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、背面にお名前を記入の上、お名前を記載したお支払いの領収書を取り寄せください。

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2018年 1月ご請求分  
金額(円)  
¥8,484-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）  
0800-3335550

領 取 日 附 印  
18.2.16

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

整理番号*	2851	事業概要*	人件費								
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	1月分										
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考								
	人件費	75,000	150,000円の 1/2 1月分								
	《合 計》*	75,000									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

# 2017年度 賃金台帳

生年月日	雇入年月日	所 属	氏 名	性 別
■■■■	2017.2.1	奥野詠子	■■■■	●

賃金計算期間	2017年度												合計	
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分		
労働日数	20	20	20	20	20	20	21	20	20	20	19			201
労働時間	120	120	120	120	120	120	126	120	120	120	114			1,206
時間外労働														0
休日労働														0
深夜労働														0
基本給	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
時間外手当														0
休日労働手当														0
深夜勤務手当														0
通勤手当(課税)														0
通勤手当(非課税)														0
課税合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
総支給合計	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
健康保険														0
介護保険														0
厚生年金														0
雇用保険														0
社会保険合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
課税要素額	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000			1,500,000
源泉徴収	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			87,000
控除合計	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700			87,000
差引支給額	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300	141,300			1,413,000
領収日	4/20	5/20	6/20	7/20	8/20	9/20	10/20	11/20	12/20	1/20				
領収印	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			

# 勤務実績表

平成30年1月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月			16	火	9:00 ~ 16:00	6
2	火			17	水	9:00 ~ 16:00	6
3	水			18	木	9:00 ~ 16:00	6
4	木	9:00 ~ 16:00	6	19	金	9:00 ~ 16:00	6
5	金	9:00 ~ 16:00	6	20	土		
6	土			21	日		
7	日			22	月	9:00 ~ 16:00	6
8	月			23	火	9:00 ~ 16:00	6
9	火	9:00 ~ 16:00	6	24	水	9:00 ~ 16:00	6
10	水	9:00 ~ 16:00	6	25	木	9:00 ~ 16:00	6
11	木	9:00 ~ 16:00	6	26	金	9:00 ~ 16:00	6
12	金	9:00 ~ 16:00	6	27	土		
13	土			28	日		
14	日			29	月	9:00 ~ 16:00	6
15	月	9:00 ~ 16:00	6	30	火	9:00 ~ 16:00	6
				31	水	9:00 ~ 16:00	6
小計			42	小計			72
				合計			114
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	2852	事業概要	事務所賃料
得意項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	事務所・駐車場 賃料 3月分 (2/18) 事務所費 51,500 円/月の内 議員事務所 25,750 円/月 詠桜会 (後援会) 25,750 円/月 駐車場 7,000 円/月の内 議員事務所 3,500 円/月 詠桜会 (後援会) 3,500 円/月		

債権の内容	金額 (円)	備考
賃借料	25,750	事務所賃料:25,750円/月 3月分
賃借料	3,500	駐車場賃料:3,500円/月 3月分
《合計》	29,250	

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1376950	30-02-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:31	¥540 円	¥54,000 円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
お振込日: 02月19日 000311			
奥野 詠子 様			
オクリ イコ 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 キャッシュカードサービス ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	1376954	30-02-18	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		硬貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:32	¥540 円	¥7,000 円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥432			
お振込日: 02月19日 000312			
奥野 詠子 様			
オクリ イコ 様			
電話番号 076-492-2828			

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

整理番号	285	事業概要	電気代
使金項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	2月分 6,389 円の内 議員事務所 3,194 円/月 詠桜会(後援会) 3,195 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電気代	3,194	6,389 円の1/2 2月分
	合計	3,194	

《領収書貼付》

貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

**電気料金振込依頼書兼領収書**

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	30	2	金額
			6,389
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額(再掲) 円
			473
お支払期日	3月22日		精算額(再掲) 円
この目を過ぎますと延滞利息を申し受けます。			
ご利用場所 富山市 大町2区2-3-2 吉田ビル			
〒930-0811 富山市 大町区 1-7			
元金	金額	消費税等相当額	
2,194	6,389	473	
合計	6,389	473	

北陸電力株式会社  
 〒930-0811 富山市 大町区 1-7  
 TEL 011-20-776453  
 ① 収領印のないものは全額を証明し、その旨が本票または集金人が集金することになります。②裏面もご確認ください。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付  
 (お客様センター)2485

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日



整理番号	2854	事業概要	電話代
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費
		06_資料作成費	07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		08_事務所費	09_事務費
			05_会議費
			10_人件費
内容	固定電話 2月請求分 8,527 円の内 議員事務所 4,263 円/月 詠桜会（後援会） 4,264 円/月		
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,263	8,527 円の1/2 2月請求分
	合計	4,263	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2018年 2月ご請求分  
金額(円)  
¥8,527-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印  
換収②  
247479  
'18.2.28  
ローソン富山  
掛尾北店  
収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

総務番号	2855	事業概要	人件費	
従属項目	10_人件費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費
			09_事務費	05_会議費
				10_人件費
内容	2月分			
事業費に要した経費 人件費	経費の内容	金額(円)	備 考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	2月分
	《合 計》	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 30 年 3 月 6 日  
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日  
 処理 平成 30 年 3 月 6 日



# 勤務実績表

平成30年2月

従事者名

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水	9:00 ~ 16:00	6
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月			27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6				
15	木	9:00 ~ 16:00	6				
小計			60	小計			54
				合計			114
賃金月額		150,000 円					
自由民主党県議会議員		奥野詠子	政務活動費50%			75,000円	
		奥野詠子	その他費用50%			75,000円	

整理番号	3057	事業概要	県政報告送付代		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	県政報告 vol.21 1月送付 支払い2月				
	後納郵便 @ 65円 4,813通 312,845円				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	郵送費	312,845			
	《合計》	312,845			

領収書 (Receipt)

発行日 2018年3月6日

ご氏名 (Customer)  
奥野 詠子

様

右記、金額を 2018年2月20日付けで

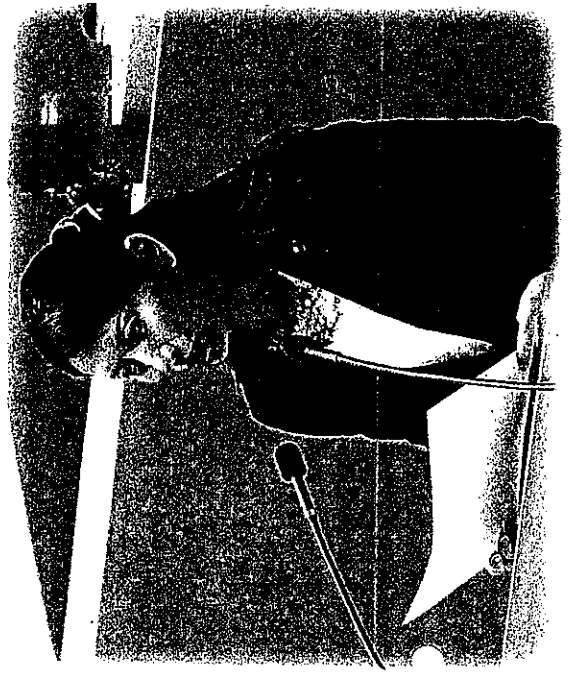
口座振替により領収致しました。

ご請求番号 (Billing ID)	322130-1015679-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2018/01/01~2018/01/31 料金後納ご利用額
領収金額 (Amount Paid)	330,915 円
(うち消費税相当額)	24,512 円
金融機関	北陸本店営業部

日本郵便株式会社 

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

收受 平成 30年3月28日  
 決裁 平成 30年4月2日  
 処理 平成 30年4月3日



**おくのえいこ 県政報告**

Vol.21

平成30年10月号発行

発行：自由民主党 富山県議会議員

Q. 来年度から、高等学校における通級制度が導入されるが、本県の検討状況について伺う。  
 (導入にあたり、単立制高校において必要スキルが確保できるよう取組みを進めるべき。また、高大連携として、特別支援教育に取り組むべき。)

中学校で通級指導教室や、特別支援学級に在籍していた生徒が高校に進学している。  
 文部科学省では、高校においても一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導と必要な支援を確保するため、来年度から高校における通級制度を導入する。  
 平成29年11月末時点で、47都道府県中、43自治体を導入予定。8月議会において、本県でも初年度から制度を導入すべきこと提言。

A. 通級制度導入には、生徒の自尊感情や心理的な抵抗感にも配慮する必要があり、本県では、定時制高校に導入できないか、検討を進めている。

また、議員から本年6月議会で提言いただいた、富山大学との連携については、大学の支援室を訪問し、連携の課題等について担当者と意見交換を行っている。



昨年、また新たな議員提案条例案づくりに取り組みました。「中山間地域振興条例(案)」です。県議会の自民党会派内に条例案づくりのPT(プロジェクトチーム)を発足し、私は事務局長を任命しています。現在は、県内各基礎自治体をまわり、市町村長や中山間地域の方々から意見を頂いている段階です。  
 なぜいま「中山間地域振興」なのか？  
 少子高齢化が叫ばれて久しい中、県内でも中山間地域の人口は減少の一途を辿っています。里山は放棄され、耕作放棄地が増え、空き家が目立つようになってきています。この影響は中山間地域だけでなく、街部にも及びます。

近年のゲリラ豪雨により手入れの行き届いていない里山は土砂が崩れたり、耕作放棄地では農業用水の管理が滞ることにより、下流の水管理が困難になり、サルやイノシシ等の有害鳥獣の被害も拡大してきています。すでに中山間地域のみ問題ではなくなりました。  
 さらにその水際対策を打とうにも、公共施設の統廃合や二次交通手段の削減、買い物等の生活基盤の不便さが、中山間地域の人口減少に拍車をかけています。  
 これまでも農業や林業の振興とともに、グリーンツーリズムの推進で都会からの移住者を増やす施策が進められてきましたが、根本的な対策に乗り出すべき時期に来ていると判断し、条例案の方向性を見出すべく、議論を進めています。

平成23年の初選以来、私にとっては6本目の条例案づくりとなります。富山県にとって、そして県内すべての方にとって実りある条例となるよう力を尽くしたいと思います。

2月議会では、予算特別委員会にて質問いたします。  
 ケーブルテレビ・インターネットで視聴いただけます。

11月定例会予算特別委員会の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

ホームページ <http://www.okuneko.jp/> ぜひご覧ください。  
 Facebook 友理リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いいたします。  
 Twitter 本人アカウント @Eiko\_Okuno 後援者アカウント 奥野諒子県議 後援会 諒子会 (@eiokai)

連絡先

富山県議会自民党控室 議員事務所  
 〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 〒939-8073 富山市大町2-8-2  
 TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421 TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536  
 E-mail: [redacted]

**おめでとう**

新年おめでとうございます。  
 皆様におかれましては、良い新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年3月、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」が設置される運びとなりました。  
 最初に性犯罪・性暴力被害者の支援の必要性について取り上げたのは、平成26年の春でした。そこから、何度も当局との協議と議会での質問を重ね、平成28年には自民党会派として、議員提案の県条例を制定するに至り、昨年4月には施行となりました。条例制定に向けて事務局最も務めさせていただき、思い入れも大きなことから、大変感慨になりました。

そして、支援センター開設には、県条例と連携関係との整合性が取れるよう準備してきた結果、相談、医療、司法の連携体制、また専門職員の常勤および24時間365日運営の体系整備を行うことができました。日本一の機能を備えたセンターです。これまでに協力いただいた関係の皆様には感謝申し上げます。

何よりも、性犯罪の被害を受けた方には、心と身体のケアに専門家と連携機関が緊密に連携できるようにいたしましたので、決して一人抱え込まずに、安心して相談ください。

さて、今年は改年、「貳」には草木が滅ぶという意味があることから、「次の種まきに向けての新しいステップの年」との解釈がされるそう。新しい事を始める準備に適した年とのこと、心機一新、県政課題の中でも、また新たなチームに旗を立て取り組めるよう努めていく所存です。

まだまだ厳しい寒さが続きますが、十分ご自愛ください。  
 皆様にとって今年が良き年となりますことをお祈り申し上げます。

富山県議会議員  
**奥野諒子**

平成30年度県政報告 教育 第五(部務)

性犯罪・性暴力被害者のための支援センターについて

昨年11月の条例制定以降、コンスルツプ支援センター(以下、支援センター)の設置を望み、11月の定例会員で、県議は平成30年3月からセンター運営を賛成、24時間365日体制の稼働も明言した。24時間365日体制での運営は、全国で12番目。

Q: 犯罪・性暴力被害者のための支援センターの機能と公費負担について伺う。

A: 電話相談及び面接相談から、医療機関や警察署等への同行支援、必要な支援機関のコーディネートを行うほか、性感染症の検査や緊急避妊薬の処方等の医療費、カウンセリングに要する経費等も、公費負担を予定している。

本県センターの特徴は、①各種相談等に実績を有する県内のNPO法人に委託。②原則、専門知識と経験を有する助産師等が対応。③夜間や休日にも専門の電話相談サートと専業者が電話転送し、24時間365日相談対応。

Q: 支援センターを 県民や被害者どのように周知するの伺う。(支援センターの場所は非公表とし、電話連絡の後、足を運んでもらう形態を予定しているため、周知方法に工夫が必要である。)

A: 開設や相談電話番号は、各種県の広報媒体を活用し、専用ホームページの開設やパンフレットの作成による周知を予定している。性犯罪の被害者は、未成年者が約半数を占め、また、誰にも打ち明けることができずに慢性化するケースが多いとされていることから、電話番号やQRコード等を記載した名刺サイズのカードを作成し、中学校、高校、大学等で配布するほか、電話番号等を記載したシールを公共施設等の壁に女子トイレ内に貼り付けること等を予定している。

Q: 未成年者も相( )やすい環境が必要と考えるが所見を伺う。(「性犯罪・性暴力被害者のためのコンスルツプ支援センター」という名称は、長く、暗いイメージがある。)

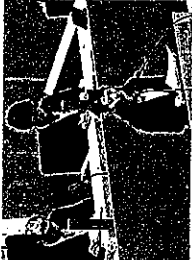
A: 他県では、約8割で正式名称や相談電話に愛称をつけており、今後、開設準備にあわせ、支援関係者等から意見を聞き、愛称を検討する。

Q: 性犯罪・性暴力の被害者の多くが未成年者の被害がある中、学校における平時からの児童生徒への周知・意識啓発にどのように取り組むの伺う。(ひとりで抱え込まないよう、センターの存在の周知や相談を促すような指導を行うことが重要である。)

A: 警察庁の発表によると、性犯罪の被害者のうち、小中高生が占める割合は、平成28年では強姦で25%、強制わいせつでは36%、また検挙件数全体のうち面識のある者から被害を受けた割合は、強姦で57%、強制わいせつで29%となっている。担当部局と連携し、児童生徒、保護者にセンター開設を周知し、相談を促すよう働きかける。

Q: 学校の教員や養護教諭が、相談を受けた際に適切に対応するため、学校とコンスルツプ支援センターとの連携が重要と考えるが、どのように取り組むの伺う。

A: 親族やクラブ活動の指導者等、保護や指導的立場にある者が加害者の場合、被害が慢性化・継続化・深刻化する可能性が高い。学校において性犯罪・性暴力被害による兆候を早期に探知し、適切に対応することが極めて重要である。今後はセンターが中心となって、教職員に対するセンター開設の周知と機能等の理解促進、また対応等に関する出前授業の拡充、さらに養護教諭等を対象に、専門研修の実施について検討する。



障がい者に対する就業支援について

Q: 関係機関に協働してさまざまな取り組みに取り組むの伺う。(「世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会を築くべく包摂的となるような大会とすること」という基本コンセプトを掲げた障がい者の雇用の重要性)

A: 東京オリンピック・パラリンピックの開催は、地方創生の一層の推進を図る大きなチャンスであり、本県もその効果をうまく取り込みたい。これまで、物理的な障壁(バリア)だけでなく、社会的、心理的な障壁を除去するため、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及をハード・ソフト両面から進めている。今後も、年齢・性別・文化の違いや障壁の有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、共に支え合え、富山県らしい共生社会の形成を一層進めたい。



Q: 公共施設や体育施設のユニバーサルデザインの普及、特にバリアフリー化を推進すべきと考えるが、空港や駅、体育施設等の進捗状況と今後の取り組みについて伺う。

A: 県施設を整備する際、ユニバーサルデザインに配慮し、優れた取組みに対する表彰を実施している。バリアフリー化は、整備基準を示し、病院やホテル、公共交通機関、体育施設等で一定の基準を満たすものは、適合証を交付している。空港のバリアフリー化は完了し、駅は、1日当たり利用者3千人以上の19駅のうち13駅で整備済み、新駅である「富岡やぶな駅」や「宇奈月温泉駅」の改修工事において、エレベーターの整備等が行われている。主要体育館は、全ての施設で、段差を無くす、あるいはスロープを設備、多目的トイレは39施設で整備。ユニバーサルデザインの普及・バリアフリー化に努め、福祉のまちづくりを進める。

Q: 県体育施設の改修等が必要状況だが、アスリート養成拠点を集約し、機能強化すべきと考えるが所見を伺う。(アスリート養成拠点には、医・科学的トレーニングの実施、指導員やトレーナーの常駐、宿泊や目的に沿った食事の提供等の機能が必要。)

A: アスリート養成の拠点に、「競技方向上対策あり方検討会」や、「トップアスリート育成・強化プロジェクト会議」の提言を踏まえ、県総合体育センターを、競技力強化の中核拠点として位置づけ、機能強化を進めてきた。I-ISSやN-TICとの連携協力により一層競技力強化に取り組んでいる。

教育 第五(部務)

Q: 高校再編は、再編により統合する側の学校について、より良い環境になるよう機能強化を図るべき。跡地利用は、市町村のまちづくりに資するよう、地元市町村と丁寧に検討・協議すべきと考えるが所見を伺う。(再編後の市町村の総合計画等に与える影響や、周辺施設の総割合に併せた高校施設の利活用など、教育行財以外の公共施設の各種計画と調整しながら、高校再編を検討することが必要。)

A: 再編統合の対象校等は、県立高校教育振興会議でまとめた結論を踏まえ、私が主宰する総合教育会議で十分検討・協議し、決定する。高校教育を充実するために再編統合を進めていることを十分踏まえ、教育・施設いずれの面においても、より良い教育環境となるよう検討する。跡地利用は、まずは地元市町村において、地域の振興や活性化の観点から、活用方法について検討の上、県としても、再編後の地域振興に向け好みをかけ、知恵を出していく。



整理番号	3052	事業概要	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	2月請求分 2,288 円の内 議員事務所 1,144 円 詠桜会（後援会） 1,144 円		
上記の通り記載していただく	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所 上下水道代	1,144	2,288 円の1/2 2月請求分
	《合計》	1,144	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

平成29年度 富山市水道料金等  
納入通知書兼領収書

お客様番号 [ ]

使用 奥野 詠子 様

納入 奥野 詠子 様

発行 平成30年3月1日

納期限 平成30年3月15日

給水装置場所  
富山市大町(大町2区) 282

使用期間	平成29.12.5~平成30.2.1	円
口径	20mm 用途 家事用	内消費税 (928円)
上水道使用水量	1m	内消費税 (68円)
下水道使用水量	1m	内消費税 (1,360円)
し尿くみ取り日・量	月 日 月 日 月 日	内消費税 (100円)
		内消費税 (0円)
合計金額	2,288円	内消費税 (168円)

平成30年2月請求分

領収日付印

03-4

富山市上下水道事業管理課 領収書管理課

富山市上下水道局  
出納・取納取扱金融機関  
及びコンビニエーでは取入印紙不要

取納代行会社  
（株）システム  
00720-5-960609  
富山市上下水道事業管理課  
加入者名 富山市上下水道課 (お客様さま控)

18.3.4

收受 平成 30 年 3 月 28 日  
 決裁 平成 30 年 4 月 2 日  
 処理 平成 30 年 4 月 3 日



整理番号	3053	事業概要	電話代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務所費
		05_会議費 10_人件費	
内容	固定電話 3月請求分 8,532 円の内 議員事務所 4,266 円/月 詠桜会（後援会） 4,266 円/月		
上記事業費に要する経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所費 電話代	4,266	8,532 円の1/2 3月請求分
	《合計》	4,266	

《領収書貼付枠》（原則、領収書を徴収すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で支払うこと。

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
奥野 詠子 様

お客様番号  
[REDACTED]

2018年 3月ご請求分  
金額(円)  
¥8,532-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様  
18.3.26

收受 平成 30 年 3 月 28 日  
 決裁 平成 30 年 4 月 2 日  
 処理 平成 30 年 4 月 3 日

整理番号	3062	事業概要	電気代
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容	3月分 議員事務所 4,983 円の内 詠桜会 (後援会) 2,491 円/月 2,492 円/月		

経費の内容	金額 (円)	備考
事務所費 電気代	2,491	4,983 円の1/2, 3月分
合計	2,491	

《領収書貼付》

電気料金振込依頼書兼領収書

占付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

受取人	北陸電力株式会社		
平成 年 月分	30	3	金額
			4,983
振込人 (ご契約名)	奥野 詠子		消費税等相当額 (再掲) 円
			369
お支払期日	4月19日		精算額 (再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。  
 ご使用場所: 富山市 大町2区2-8-2 吉田ビル1F

お客様番号: [REDACTED] 計算区: 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	4,983	369
合計	4,983	369

北陸電力株式会社  
 お客様サービスセンター  
 TEL 0120-776453

お支払期を領収いたしました。  
 印 附  
 富山 北店

- 収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
- 本票により集金人が集金することはありません。
- 裏面もご覧ください。

5万円 (消費税等相当額を除く) 以上印紙貼付  
 (お客様主控)2485

收受 平成 30 年 4 月 2 日  
 決裁 平成 30 年 4 月 2 日  
 処理 平成 30 年 4 月 3 日

整理番号	3063	事業概要*	人件費	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	3月分			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	人件費	75,000	150,000円の 1/2	3月分
	《合計》*	75,000		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 30 年 4 月 2 日  
 決裁 平成 30 年 4 月 2 日  
 処理 平成 30 年 4 月 3 日



# 勤務実績表

平成30年3月

従事者名



日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	木	9:00 ~ 16:00	6	16	金	9:00 ~ 16:00	6
2	金	9:00 ~ 16:00	6	17	土		
3	土			18	日		
4	日			19	月	9:00 ~ 16:00	6
5	月	9:00 ~ 16:00	6	20	火	9:00 ~ 16:00	6
6	火	9:00 ~ 16:00	6	21	水		
7	水	9:00 ~ 16:00	6	22	木	9:00 ~ 16:00	6
8	木	9:00 ~ 16:00	6	23	金	9:00 ~ 16:00	6
9	金	9:00 ~ 16:00	6	24	土		
10	土			25	日		
11	日			26	月	9:00 ~ 16:00	6
12	月	9:00 ~ 16:00	6	27	火	9:00 ~ 16:00	6
13	火	9:00 ~ 16:00	6	28	水	9:00 ~ 16:00	6
14	水	9:00 ~ 16:00	6	29	木	9:00 ~ 16:00	6
15	木	9:00 ~ 16:00	6	30	金	9:00 ~ 16:00	6
				31	土		
小計			66	小計			60
				合計			126

賃金月額                      150,000 円

自由民主党県議会議員	奥野詠子	政務活動費50%	75,000円
	奥野詠子	その他費用50%	75,000円

整理番号	5192	事業概要*	新聞購読
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	北日本新聞 2~3月分 富山新聞 2~3月分		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞	6,144	3072×2 ✓
	富山新聞	6,144	3072×2
	《合計》*	12,288	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

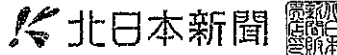
2018年2月分 領収証 発証No. 00000905-201802-1  
**奥野 詠子 様**

品名	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額  
**¥3,072**  
 (消費税込み)

ご購読ありがとうございます。  
 クレジットカード決済可能です。  
 (有)掛尾新聞販売店

毎度ご購読有難うございます  
 上記金額正に領収致しました  
 年 月 日 領収 076-425-4061



收受 平成 30 年 4 月 10 日  
 決裁 平成 30 年 4 月 13 日  
 処理 平成 30 年 4 月 13 日

奥野 詠子 様

銘柄	部数	金額
北日本新聞朝刊	1	3,072

合計金額	¥3,072 (消費税込み)
------	-------------------

ご購入ありがとうございます。  
クレジットカード決済可能です。

(有)掛尾新聞販売店

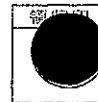
毎度ご購入有難うございます

076-425-4061

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞



領収証

18年 03月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



「富山新聞 お友達紹介キャンペーン」実施中。  
新規購読者紹介でギフト券5千円分ゲット!

領収証

18年 02月分 年 月 日 No. 509188

お名前 奥野 詠子 様

ご住所 今泉 30-1 メゾン今泉202

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

富山センター

富山市黒崎588

TEL 076-493-1160

FAX 076-493-1140

集金担当



1月から紙面を刷新し地域に密着した多彩な  
連載をスタートさせ地元の話題を充実させます。